【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成21年12月22日

【事業年度】 第14期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】株式会社メディネット【英訳名】MEDINET Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 CEO 木村 佳司

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5番14号

【電話番号】 (045)478-0041(代)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 原 大輔

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番14号

【電話番号】 (045)478-0041(代)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 原 大輔 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月
売上高	(千円)	-	ı	-	ı	2,900,215
経常利益	(千円)	-	ı	-	ı	323,982
当期純利益	(千円)	-	ı	-	ı	245,873
純資産額	(千円)	-	ı	-	ı	3,317,568
総資産額	(千円)	-	ı	-	ı	3,889,510
1株当たり純資産額	(円)	-	ı	-	ı	5,298.23
1株当たり当期純利 益金額	(円)	1	1	-	1	410.77
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額	(円)	-	1	-	-	ı
自己資本比率	(%)	-	ı	-	ı	85.2
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	8.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	36.03
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	•	-	•	319,602
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	587,601
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	501,048
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	-	1,395,316
従業員数 (外、平均臨時雇用 者数)	(人)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	122 (17)

- (注) 1. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4.従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月
売上高	(千円)	1,498,840	1,526,930	1,606,986	1,838,469	2,797,742
経常利益又は経常損 失()	(千円)	579,480	782,535	827,528	704,418	319,048
当期純利益又は当期 純損失()	(千円)	790,541	821,011	100,235	1,702,837	241,119
持分法を適用した場合の投資利益又は損失()	(千円)	29,772	19,874	-	-	-
資本金	(千円)	2,044,250	2,056,750	2,193,030	2,267,332	2,521,487
発行済株式総数	(株)	552,200	556,200	577,720	593,600	625,600
純資産額	(千円)	4,560,351	3,764,377	4,088,296	2,588,745	3,335,365
総資産額	(千円)	4,922,587	4,237,448	4,501,137	2,963,958	3,896,343
1株当たり純資産額	(円)	8,258.51	6,768.03	7,065.01	4,351.32	5,326.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中 間配当額)	(円)	(-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利 益金額又は1株当た り当期純損失金額 ()	(円)	1,431.62	1,479.51	176.90	2,889.35	402.82
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額	(円)	-	-	174.62	1	-
自己資本比率	(%)	92.6	88.8	90.7	87.1	85.5
自己資本利益率	(%)	16.0	19.7	2.6	51.1	8.2
株価収益率	(倍)	-	-	78.75	-	36.74
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	450,683	641,463	851,877	626,416	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	156,190	752,692	192,059	253,839	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	20,000	5,000	250,468	130,919	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	3,710,431	2,321,275	1,911,926	1,162,591	-
│ 従業員数 │ (外、平均臨時雇用 │ 者数)	(人)	131 (8)	130 (8)	123 (13)	113 (16)	122 (17)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 . 持分法を適用した場合の投資損益については、第12期及び第13期は関連会社は存在しますが重要性が乏しいため記載しておりません。
 - 3. 第10期、第11期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 - 4.第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 5.第14期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
 - 6. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。
 - 7. 第11期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成 7 年10月	予防医学に基づく新たな医療サービスの提供を目的として、東京都港区西新橋に株式会社メディ
	ネット(資本金1,000万円)を設立
平成11年4月	東京都世田谷区瀬田に分子免疫学研究所を開設、瀬田クリニック向けに細胞加工施設(瀬田CP
	C)を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成12年12月	東京都港区新橋に本社を移転
平成13年8月	厚生労働省による新事業創出促進法に基づく「新事業分野開拓の実施に関する計画」の認定
10月	神奈川県横浜市港北区に本社を移転、新横浜メディカルクリニック(現瀬田クリニック新横浜)向
	けに細胞加工施設(新横浜CPC1)を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成14年4月	神奈川県横浜市港北区に先端医学研究所を開設
7月	新横浜メディカルクリニック(現瀬田クリニック新横浜)向けに細胞加工施設(新横浜CPC
	2)を増設
平成15年 5 月	東京都世田谷区玉川台に研究開発センターを新設、分子免疫学研究所と先端医学研究所を同セン
	ター内に移転すると共に、先端医学研究所を「分子遺伝学研究所」に改称
6月	大阪府吹田市江坂に大阪事業所を開設、かとう緑地公園クリニック(現瀬田クリニック大阪)向け
	に細胞加工施設(大阪CPC)を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
10月	福岡県福岡市博多区に福岡事業所を開設、福岡メディカルクリニック(現瀬田クリニック福岡)向
	けに細胞加工施設(福岡CPC)を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
	東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場(平成15年10月8日付)
11月	韓国イノメディシス社との技術援助契約に基づき、CD3-LAKによる免疫細胞療法総合支援サービス
	のライセンスを供与
平成16年3月	細胞医療支援事業においてIS09001の認証を取得
5月	「分子免疫学研究所」と「分子遺伝学研究所」を統合し、研究開発センターの名称を「先端医科学
	研究所」に改称
8月	日本初の治療用がん組織保管サービスである「自己がん細胞バンク」サービスを開始
平成19年2月	東京大学医学部附属病院の22世紀医療センター内に開設された「免疫細胞治療学講座(免疫細胞
	治療部門)」向けに細胞加工施設(東大22世紀医療センターCPC)を設置し、免疫細胞療法総合
	支援サービスを開始 フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・
6月	独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと同センターにおける免疫細胞療法の実施に対する
	技術支援を行なうライセンス契約を締結
11月	研究開発施設を東京都世田谷区の先端医科学研究所に統合し、名称を「研究開発センター」に改称
平成20年1月	株式会社医業経営研究所を設立(現・連結子会社)

(注) CPCは、Cell Processing Centerの略で、細胞加工施設を指します。

3【事業の内容】

当社グループ(当社及び子会社1社)は、常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造するという経営理念の下、次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供することにより、人々の健康と"Quality of Life(生活の質)"の向上に資することを使命として、免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業を展開しております。

免疫細胞療法総合支援サービス

当社は、免疫細胞療法を安全かつ効率的に実施可能とする技術・ノウハウ、施設、資材、専門技術者、システム等を医療機関に対して包括的に提供する免疫細胞療法総合支援サービスを事業の中核としております。

その他

当社は、バイオテクノロジーに係る研究開発受託等を行っており、子会社㈱医業経営研究所は、医療設備等の賃貸、医療及び医療経営に関するコンサルティング業務等を行っております。

当社グループが提供するサービスの内容等は、以下の通りであります。

免疫細胞療法総合支援サービスについて

細胞加工施設の企画設計、設置、運用、保守管理等

細胞の加工を高品質かつ安全に行なうためには、無菌医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞加工施設(CPC; Cell Processing Center)が必要となります。また、施設の運用にあたっては技術者や資材の動線を適切に整える必要があり、当社はCPCの設計および運用において独自のノウハウを医療機関に提供しております。

CPCの使用許諾

当社が設置したCPCの独占的使用許諾権を医療機関に付与しております。

生産技術および品質管理技術、ノウハウの供与等

CPCにおいて、大量の細胞加工を行なうには、細胞加工工程や品質検査工程全体を適正に標準化し、手順書に従った作業、記録の保存等を行なう必要があります。当社は、これら全てに係る独自の技術・ノウハウを標準化、システム化し、医療機関に提供しております。特に、当社は、患者自身のごく少量の血漿で細胞の培養を可能とする独自の技術を提供することにより、他人の血漿を使うことによる感染症(ウイルス性肝炎、エイズ等)が発生する可能性を排除しております。

細胞輸送に係る技術・ノウハウ等の供与等

リンパ球をはじめとする細胞は、一般的に温度に対する感受性が高いため、その輸送に際しては、適切な温度で輸送するための技術・ノウハウが必要となります。当社は、特殊な専用容器を開発し、多くのフィールド・テストを含めた綿密な試験を実施して、独自の技術を医療機関に提供しております。

専門の知識と技術を有する技術者の出向

当社において、専門知識、技術等に係る適切な教育訓練を施した技術者が、医師の指揮監督下で医療機関が行なう細胞加工および品質検査業務を支援しております。

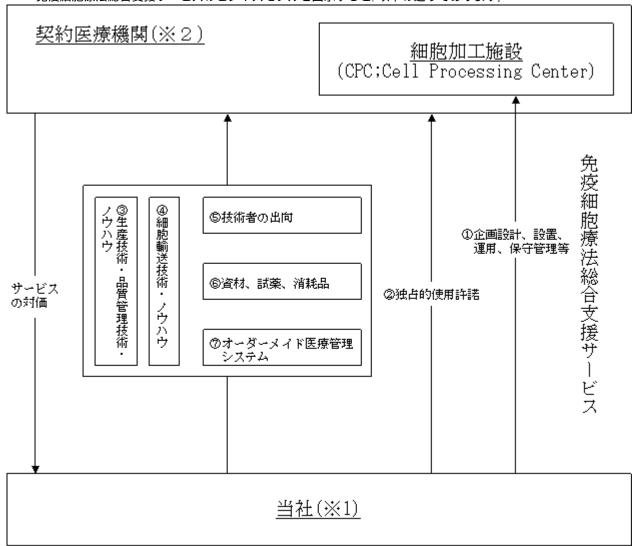
材料および資材、試薬、消耗品等の供給等

細胞加工の安全性を維持するためには、技術やノウハウだけでなく、培養に必要な資材、試薬などの品質管理が必要となります。また、大量の細胞加工を行なうためには、資材の安定的な供給を実現させる必要があります。当社では、常に安全な資材を提供するために、細胞加工および品質検査に用いられる培地(細胞培養液)や試薬について、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入管理、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図り、材料および資材を医療機関に提供しております。

「オーダーメイド医療管理システム」の供与、および運用保守等

免疫細胞療法はオーダーメイド医療であり、加工される細胞や治療計画は患者ごとに全て異なります。また、診療室とCPCにおける情報は密接に関連していることから、オーダーメイド医療を行なう上では複雑な情報を一元的に管理するシステムが必要不可欠となります。当社は、このような情報の一元管理を適切に実現する「オーダーメイド医療管理システム」(出願特許「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法およびプログラム(特開2003 108660)」)を医療機関に提供しております。

免疫細胞療法総合支援サービスのビジネスモデルを図示すると、以下の通りであります。

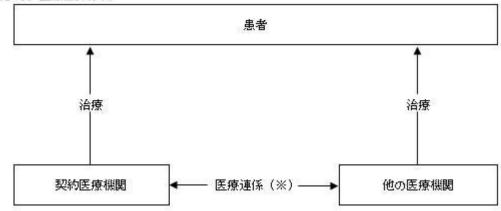


- 1 当社は、免疫細胞療法総合支援サービス契約に基づいて、契約医療機関における免疫細胞療法の安全かつ効率的な実施を支援しております。なお、独自の細胞加工施設を備え、一定以上の品質管理レベルを有する契約医療機関に対しては、免疫細胞療法総合支援サービスとは異なる形で契約を締結し、免疫細胞療法に係る技術・ノウハウ等を供与しております。
- 2 契約医療機関は、当社の提供する技術・サービスを利用して免疫細胞療法を実施するとともに、他の医療機関との医療連係により、当該医療機関の患者に対しても、共同して免疫細胞療法を実施しております。

(参考)平成21年9月30日現在の当社契約医療機関

 名称	住所				
医療法人社団 滉志会					
瀬田クリニック東京	東京都千代田区飯田橋3-6-5こころとからだの元氣プラザ8階				
瀬田クリニック新横浜	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12新横浜スクエアビル15階				
瀬田クリニック大阪	大阪府吹田市江坂町5-14-13				
瀬田クリニック福岡	福岡県福岡市博多区店屋町6-18ランダムスクウェア5階				
瀬田クリニック札幌	北海道札幌市中央区北2-1-1マルイト札幌ビル3階				
東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7-3-1				
国立病院機構大阪医療センター	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14				

(参考) 医療協力体制



免疫細胞療法を希望する患者の多くは、既に他の医療機関で一般的な治療を受けており、契約医療機関を受診する際には、これまでの病歴等、診療上十分な医療情報を共有することが必要となることから、医療機関同士が連係して医療が行われております。また、免疫細胞療法を希望する患者のうち、医療上の理由等で、契約医療機関を受診できない患者については、患者の要請に基づき、他の医療機関で治療を実施される場合があります。この場合、他の医療機関と契約医療機関では、医療連係として十分な医療情報の交換がなされ、共同で治療が実施されます。

当社グループは、このようなサービスを医療機関に提供することにより、先端医療である免疫細胞療法を安全で、希望すれば誰もが受けられる医療として健全な普及発展を促すとともに、契約医療機関と協力して医療チャネルの拡大を図っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (梯医業経営研究所	神奈川県横浜市港北区	55,000	医療設備等の賃貸、 医療及び医療経営に 関するコンサルティ ング業務	100	当社契約医療機関 への設備賃貸及び コンサルティング 役員の兼任あり

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

区分	従業員数(人)
全社共通	122 (17)
合計	122 (17)

- (注) 1.従業員数には、当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者76名が含まれております。臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2.従業員数はサービス区分別に区分できないため、サービス区分別の記載を省略しております。

(2)提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
122 (17)	34.3	3.7	5,415,572

- (注) 1.従業員数には、当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者76名が含まれております。臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度において当社グループは、通期の黒字化を経営目標に掲げ、主力サービスである免疫細胞療法総合支援サービスを本格的な成長軌道に乗せるべく、市場の顕在化及び拡大に努めてまいりました。医療チャネルの拡充に向けては、患者の治療選択プロセスにおいて実質的な決定力を有する医師・医療機関に対し、研究開発の進展とその成果を踏まえた訴求力の高い学術営業活動を展開することにより、当社グループの技術を用いて治療を実施する医療機関が当連結会計年度末までに52施設に増加するとともに、大学病院その他の地域中核医療機関とのネットワークも着実に拡充しております。また、各種メディアやWebサイト、セミナー活動、書籍出版協力等による患者及び患者家族に向けた積極的な情報提供と各種施策の相乗効果により、がん免疫細胞治療に係る患者の認知度及び理解度も大きく向上した結果、契約医療機関及びその連係医療機関における新規治療開始者数が増加、それに伴う細胞加工件数も大きく増加いたしました。さらに、当社グループがこれまでに培った細胞医療に係る様々なノウハウを活かし、契約医療機関に対する臨床Evidenceの構築、新規治療プロトコルの開発支援、医療情報の収集・提供、ブランド構築支援、患者及びその家族に向けた病院広報活動企画・支援等の新たなサービスの提供のほか、医療設備等の賃貸、情報システムサービスの提供、経営コンサルティング等の事業活動を付帯的に展開するなど、細胞医療支援事業の拡充に努めてまいりました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,900,215千円となりました。

研究開発活動については、治療効果向上につながる新規技術の早期実用化を目指し、「免疫細胞療法に係るEvidence の強化」、「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」、「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細 胞輸送技術の強化」を目標として、より出口に近いテーマにプライオリティを置いて推進しております。当連結会計 年度においては、平成20年10月に、国立がんセンターとがん抗原特異的な細胞傷害性T細胞(CTL)を効率的且つ大量 に誘導できる新たな細胞培養技術の開発に向けた共同研究に係る契約を締結し、平成21年3月には、同契約に基づく がんワクチン及び免疫細胞療法に係る新規技術の開発を強化、加速するべく、国立大学法人熊本大学及び財団法人く まもとテクノ産業財団と、HSP105由来がん抗原ペプチドの特許権利譲渡に係る契約を締結いたしました。また、平成20 年10月には、これまで継続的に取り組んできた研究テーマである「レギュラトリーT細胞を標的とした免疫抑制解除 法の確立」において、レギュラトリーT細胞の免疫抑制解除が期待されるモノクローナル抗体を取得いたしました。さ らに、平成21年3月には、国立病院機構大阪医療センターと共同で当社グループ独自開発の新規樹状細胞ワクチン療 法を用いた悪性グリオーマに対する臨床研究、平成21年7月には、東京大学医学部附属病院と共同で新規樹状細胞ワ クチン療法を用いた腎細胞がんに対する臨床研究を開始しております。なお、上記、国立病院機構大阪医療センターと の共同臨床研究の前段として実施した、当社独自の樹状細胞加工技術による治療法の有用性の検討結果については、 平成21年5月に開催された神経腫瘍学関連の国際学会(3rd Quadrennial Meeting of the World Federation of Neuro-Oncology)及び第30回癌免疫外科研究会ならびに、平成21年6月に開催された第13回日本がん免疫学会総会で 発表し、うち第30回癌免疫外科研究会では、優れた研究として"奨励賞"を受賞いたしました。その他、名古屋大学及 び瀬田クリニック新横浜と共同で実施した切除不能局所進行膵がんに対する化学療法(ゲムシタビン)と樹状細胞 T細胞療法併用治療に係る臨床研究の成果を米国膵臓学会公認学術誌『Pancreas』、日本赤十 ワクチン療法及び 字社医療センター、瀬田クリニック東京及び瀬田クリニック新横浜と共同で実施した、多発性骨髄腫に対する活性化 T 細胞療法に係る臨床研究の成果を国際実験血液学会誌『Experimental Hematology』に発表するなどして おり、これまでの研究開発に対する学術的評価は国際的にも着実に高まっております。

さらに、医師・医療機関を戦略ターゲットとした学術営業活動及び、一般向けセールスプロモーション活動を、これまでの実績と経験に基づき、より戦略的かつ効率的に実施するとともに、一方では、一般管理業務プロセスの効率化により、業務品質を維持しつつ管理コストの最適化を図るなど前向きな合理化にも努めてまいりました。以上の結果、当連結会計年度の営業利益は293,764千円となりました。

営業外収支では、当社相談役の逝去に伴う受取保険金86,322千円、前期末に比べて円高が進んだことによる為替差損67,442千円の発生等により、当連結会計年度の経常利益は323,982千円となりました。

特別損益では、当社グループの契約医療機関である医療法人社団滉志会瀬田クリニックの東京中心部(飯田橋)への移転及び、瀬田クリニック新横浜の入居ビルの移転に伴い、それぞれのクリニックに併設し、独占使用を許諾していた細胞加工施設(CPC)設備に係る減損損失42,435千円、保有する韓国KOSDAQ上場企業KOREA HINET Co.,Ltdの全株式を売却したことによる投資有価証券売却損10,359千円、その他に保有する投資有価証券の減損処理による投資有価証券評価損12,866千円等を特別損失に計上しておりますが、当期純利益は245,873千円となり、当連結会計年度における黒字化を達成いたしました。

なお、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、当連結会計年度期首に比べて232,661千円増加し、当連結会計年度末には1,395,316千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は319,602千円となりました。

主な増加は、税金等調整前当期純利益254,815千円、減価償却費123,870千円、賞与引当金の増加74,483千円、為替差損67,442千円、未払消費税等の増加51,417千円であり、主な減少は、売上債権の増加261,662千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は587,601千円となりました。

主な支出は、短期貸付け820,000千円、有形固定資産の取得198,337千円、長期貸付け47,925千円であり、主な収入は短期貸付金の回収500,000千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は501,048千円となりました。

これは、新株の発行による収入502,357千円、リース債務の返済による支出1,308千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社 1 社)において、開示対象となる事業の種類別セグメントはありませんのでサービス区分別に記載しております。なお、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

サービス区分別	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
免疫細胞療法総合支援サービス(千円)	2,762,378
その他(千円)	137,836
合計 (千円)	2,900,215

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	(自 平成20	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日) 金額(千円) 割合(%)			
医療法人社団 滉志会	2,879,281	99.3			

3【対処すべき課題】

当社グループは、中長期経営計画の重点を、引き続き、主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業に資源を集中し、新規免疫細胞治療技術の開発及び臨床開発の促進と、その成果を利用した学術推進活動やそれに伴う医療チャネルの拡充により需要の顕在化を図るとともに、細胞医療分野における各種アライアンス、M&Aを促進し、細胞医療支援事業を本格的な成長軌道に乗せることにより、中長期における飛躍的な成長を目指してまいります。

これを踏まえ、当社グループが対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

免疫細胞療法に対する医師・医療機関の認知度及び理解度の向上

免疫細胞療法総合支援サービスを拡充するためには、まず、患者の治療選択プロセスにおいて実質的に決定権を有する医師・医療機関が、免疫細胞療法をがん治療オプションとして積極的に選択する状況を作る必要があります。しかしながら、近年の免疫学、分子生物学及び細胞工学等の発展とともに、免疫細胞療法に係る技術は飛躍的に進歩しつづけており、世界的に本分野における研究開発が進む一方、一般の臨床医がその最新の技術動向、内容等を詳細にキャッチアップすることは困難であることから、免疫細胞療法に対する医師・医療機関の認知度及び理解度は十分と言えないのが現状であります。

このようなことから、当社グループは、引き続き、医師・医療機関に対する学術営業活動を強化、推進してまいります。また、研究開発活動についても、新規免疫細胞治療技術の開発ならびに既存技術の機能向上を推進すると同時に、その臨床効果を評価し、新たな治療プロトコルを開発すべく、大学病院をはじめとする地域の中核医療機関と共同で複数の臨床研究を進めてまいります。これは、免疫細胞療法の臨床効果に係るEvidenceを強化・構築することにより、医師・医療機関に対する訴求力が向上されることとなるだけでなく、既存契約医療機関との医療連係を促進し、将来に向けた確実な医療チャネルの拡大を実現するものであります。

東京大学医学部附属病院「22世紀医療センター」における活動の推進

当社の寄附により、東京大学で平成16年6月より開講した「免疫細胞治療学(メディネット)講座」においては、分子免疫学的研究に基づいた免疫細胞治療の基礎及び臨床に係る研究開発を行っており、本治療技術のがん治療における位置付けを明確にするとともに、普及医療としての基盤を構築するための取り組みが推進されております。当社は、平成19年2月、東京大学医学部附属病院と契約を締結し、同院「22世紀医療センター」に開設された「免疫細胞治療部門」に対して免疫細胞療法総合支援サービスの提供を開始いたしました。当社が同部門内に設置した最先端のCPC(Cell Processing Center;細胞加工施設)を活用し、ガンマ・デルタT細胞療法をはじめとする最新の免疫細胞治療技術に係る臨床研究等、様々な活動を推進することにより、実地医療として臨床応用を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループといたしましては必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応等に努める方針でありますが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行なわれる必要があります。以下の記載は、本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではないことにご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

サービス価格に係るリスク

免疫細胞療法は先進的な医療技術であるため、一般的な治療として行われている外科療法、放射線療法、化学療法 (抗がん剤治療等)などのように、現時点では保険診療の対象とはなっておらず、当社契約医療機関における免疫細胞療法 1 クールの治療費総額は、医師が適切と判断する治療の種類等にもよりますが、およそ150万円~210万円であります。当社は、免疫細胞療法総合支援サービスの対価として細胞加工の種類と回数に基づく変動課金制によるサービス料を頂いておりますが、その金額は当該契約医療機関の患者が負担する治療費に制約されます。また、免疫細胞療法は先端医療であるがゆえに、医師の治療方法に対する考え方に相違があること、関連技術が急速な進歩過程にあること等の理由により、標準的な価格水準が定まっていないことから、今後の免疫細胞療法の普及過程における治療費水準の変化等に伴い、当社サービス価格の見直しがなされた場合等には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

競合及び競合他社に係るリスク

(1)免疫細胞療法に係る分野への企業参入状況

近年、ベンチャー企業数社が、当社グループのサービスと類似したモデルで免疫細胞療法に係る分野に参入してきております。こうした動きは、新たな技術革新の進展を促し、市場が拡大していく反面、玉石混交の状況を作り出す可能性もあり、結果として患者のデメリットになることも考えられます。業界の発展とともに参入する企業が増え、他企業がトラブルを起こした場合、業界全体のイメージ低下等により、当社グループも間接的に悪影響を受ける可能性があります。

(2)バイオ・テクノロジーの進歩に伴う競合

当社グループの属するバイオテクノロジー業界は急速に変化・拡大しておりますが、特にがん治療分野では新しい治療薬の研究開発が進んでおります。大手製薬企業が、がんをターゲットとして開発を進める分子標的薬(病気に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬)や血管新生阻害剤(がん細胞に栄養や酸素を供給する血管の新生を抑える薬)等は免疫細胞療法との併用効果が期待されておりますが、仮に免疫細胞療法との併用が適切でなく、治療効果の高い医薬品が開発された場合には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループにおいては、積極的な研究開発投資により、常に最先端の技術への対応、業界に先駆けた新技術の開発等に注力しておりますが、当該技術革新への対応が遅れた場合、あるいは、現在の主力事業の対象となっている免疫細胞療法に代わる画期的な治療法が開発された場合等には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

品質管理体制に係るリスク

現在、当社グループが事業を推進している細胞医療分野においては、急速に進歩した最先端技術に基づいた治療が行われるため、安全面・品質管理面でのスタンダードが十分に確立されていない現状にあります。

このような状況の中、当社は、平成16年3月19日、細胞医療支援事業としては世界に先駆け、ISO(国際標準化機構)が制定した品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得いたしました。これは、当社の細胞医療支援事業がグローバル・スタンダードに照らして公正に運営されていることが、独立した第三者機関によって裏付けられたことを意味しております。また、平成19年10月には、当社グループの契約医療機関である医療法人社団滉志会を初めとする免疫細胞療法を専門に提供する医療機関が、各医療機関に技術支援を行う企業と協力して免疫細胞療法連絡会を設け、同会において「治療用自己免疫細胞の加工に係る構造設備基準」及び「治療用自己免疫細胞の加工に係る局質管理基準」が策定されました。当社は、これらの運用開始に際して、これまでの経験と実績から得た安全性管理のノウハウ等を提供することで協力しており、今後の細胞医療における安全面・品質面でのデファクト・スタンダードの早期確立を目指し、患者が常に質の高い先端医療を享受できる体制を構築するとともに、情報を適正に開示して業界の適正化を図っております。なお、当社が契約医療機関に提供する免疫細胞療法支援サービスにおいては、加工される細胞が投与されるに足りる安全性を保つために、以下のような品質管理体制を整えております。

(1)無菌性の確保

細胞加工工程における細菌汚染を防ぎ、無菌性を保つために、細胞加工施設の空気清浄度をGMP (Good Manufacturing Practice;医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則)に規定される無菌医薬品 製造区域と同等の施設要件とし、運営管理を行っております。

(2)細胞の取り違いおよびウイルス等の感染防止

細胞の取り違い防止、ウィルス等の感染防止のために、細胞・組織の取扱いや感染症の危険性排除等について規定した厚生労働省ガイドライン(ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質および安全性確保について、医薬発第1314号、平成12年12月26日)に準拠しております。また、細胞加工工程における人為的な過失、ミスの発生を低減するために、作業工程は全て個々の標準書および手順書をGMPより一部引用するなどして制定し、これらに基づき工程管理を行っております。

(3)資材管理

細胞加工には常に安全な資材を用いることが条件となるため、培地(細胞培養液)や試薬については、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図っております。

当社グループは、今後とも常に品質管理体制の強化に努めてまいりますが、培地や試薬の不良品の混入、劣化、培養過程における人為的な過失、地震や火災等の災害等が発生した場合には、重大な事故に繋がる恐れもあり、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

法的規制の影響

当社グループが行なう細胞医療支援事業は、医療機関に対するサービス業であることから、当該事業に係る法的規制として、医師法、薬事法等の医事関連法規が考えられますが、現状においては、当社の免疫細胞療法総合支援サービスにつき、これら法的規制の対象となる行為はありません。

(1)医師法との関連

医師法は、医師となる要件及び医師の行う行為について定めた法律であり、同法17条において「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されております。当社が行う免疫細胞療法総合支援サービスにおいては、サービスの一環として、当社の技術者が契約医療機関に出向して細胞加工及び品質検査業務に従事しておりますが、これらは、医療機関の医師が行う医療行為(免疫細胞療法)の一連の行為の一部を補助するものであり、当該行為はすべて医師の指揮監督下に行われることから、当社の出向者が同法17条に規定する「医業」を行っているものではありません。その他、医師法の各条項を含め、当社グループの行う事業については現在のところ、医師法の規制に該当する行為はありません。

(2)薬事法との関連

薬事法は、医薬品等の有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行う法律であり、同法12条において「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品等の製造をしてはならない」旨規定されております。ただし、医療機関が自らの患者の細胞を加工する行為については、薬事法における医薬品等の製造に該当するものではありません。当社は、医療機関に対し、施設、技術・ノウハウ、技術者、材料および資材、品質保証、システム等、医師が免疫細胞療法を実施するために必要なあらゆるソリューションを免疫細胞療法総合支援サービスとして包括的に提供するものであり、患者の細胞加工については、契約医療機関で医師の指揮監督下に行われております。従って、当社の行う事業についても、同法12条に規定する「医薬品等の製造」の規制を受けるものではありません。その他、薬事法の各条項を含め、現在のところ当社グループの行う事業について、薬事法の規制に該当する行為はありません。

その他の医事関連法規も含め、当社の行う免疫細胞療法総合支援サービスに関し、現状において、特に法的規制の対象になるものはありません。しかしながら、我が国における今後の医事関連法規および行政の動向によっては、当社グループの事業がこれら法的規制の対象となることにより、将来の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

研究開発に内在する不確実性

当社グループが事業を展開する分野は、急速に進歩を続ける最先端のバイオテクノロジーに立脚したものであるため、継続的な研究開発活動が将来的な事業拡大のための大変重要な役割を担っております。

当社グループでは、研究開発型バイオテックカンパニーとして将来に渡る企業価値向上を図るべく、先端医科学研究所を中心に、基盤研究から技術開発、臨床開発まで、総合的な研究開発を戦略的に遂行していくための体制を構築し、積極的な活動を行っております。

これらに必要な研究開発費は、平成19年9月期512,920千円(総売上高に対する比率31.9%)、平成20年9月期422,704千円(総売上高に対する比率23.0%)、平成21年9月期377,857千円(連結総売上高に対する比率13.0%)となっており、将来に渡る企業価値向上を図るための先行投資と認識しております。

しかしながら、研究開発テーマが事業化できなかった場合、事業化された場合でも当初の想定通りに売上が確保できなかった場合等には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスク

(1)特許出願状況

当社グループは、平成11年4月に分子免疫学研究所を開設して以来、バイオテクノロジーおよびその周辺分野における最先端の研究開発および技術開発に取り組んでおり、平成21年9月末までに、34件の特許を出願(うち海外出願5件、国内外出願4件)しております。その内、特許出願内訳は、技術に関するものが33件、ビジネスモデルに関するものが1件となっており、今後も、さらに知的財産権の獲得を進めていく方針であります。また、保有する知的財産権につきましては、自社利用のみにこだわることなく、積極的に他社へのライセンシング供与を検討し、当社技術のデファクト・スタンダード化を促進してまいります。

国内外出願:日本と外国合わせて同時に行った出願

当社グループの出願特許状況は、以下の通りです。

出願件数	(国内)25件(国内外)4件(海外)5件 本件数は未公開出願も含みます。								
登録件数	(国内)2件								
登 録	特許4031932号「ドナー等識別方法及び生体物質識別手段」								
	特許4136350号「医療支援システム」								
公開出願	特開2004-254691「外来DNAを保持または増殖させるための宿主細胞、およびその利用」								
	特開2005-095165「培養容器、培養装置および細胞の培養方法」								
	特開2006-014716「抗アルキル化物質の探索方法、抗アルキル化剤」								
	特開2007-043918「腫瘍成長因子 受容体発現細胞株」								
	特開2008-275397「 T細胞培養前の増殖能判定方法、該判定方法のためのキット」								
	再表2006/006638「樹状細胞、該樹状細胞を含む医薬、該樹状細胞を用いた治療方法および T細胞の								
	培養方法」								
	再表2006/006720「 T細胞の培養方法、 T細胞及び治療・予防剤」								
	再表2006/011681「白血球培養用血液の保存方法、輸送方法、末梢血単核球の保存方法、輸送方法及びそ								
	れらを用いた白血球の培養方法」								
	再表2006/011682「リンパ球の保存及び輸送方法」								
	再表2006/101056「細胞培養評価システム、細胞培養評価方法および細胞培養評価プログラム」								
	再表2007/029689「抗原提示細胞の活性化処理方法」								
	再表2007/052716「細胞培養装置、細胞培養方法、細胞培養プログラム、及び細胞培養システム」								
	再表2007/052718「細胞培養用振盪装置及び細胞培養方法の振盪培養方法」								
	再表2007/058235「融合蛋白質およびその薬学的用途」								
	W02008/129874「腫瘍細胞の標的化方法、及びその用途」								
	W02008/152822「医薬」								
	W02008/153150「NK細胞を含む細胞集団の培養方法及び当該細胞集団の利用」								
	WO2009/113649「免疫増強機能を有するモノクローナル抗体」								

上記のうち、「医療支援システム」は、免疫細胞療法総合支援サービスにおける「オーダーメイド医療管理システム」として実用化されております。今後、医療技術や細胞培養に密接に関わる重要な(周辺)技術である細胞輸送・保存方法、細胞培養装置等についても、積極的に知的財産権の出願を行ない、当社グループの技術を適切に保護していく必要があります。

ただし、これら先端医療技術に関する技術の中には、特許として知的財産権を獲得するよりも、ノウハウとして保有する方が事業戦略上優位であると考えられるものも少なからずあり、必ずしも全ての技術について特許としての権利化を目指す必要はないと考えております。当社グループの持つ技術・ノウハウについては、取引先あるいは共同研究先との秘密保持契約等で守ることにより、外部流出が厳しく管理されております。

このように当社グループは、当社独自の技術あるいは研究成果、事業化に伴うビジネスモデルに関し、必要に応じて、また可能な範囲において特許権等知的財産権の出願を行ない、権利の保護に努めております。

また、他社からの当社グループ知的財産権の侵害及び他社知的財産権に対する侵害等に関しては、常時技術・特許調査を行ない、権利の保護及び他社特許の侵害を回避するためのスキームを策定し、当社グループの技術やビジネスを適切に保護しております。

しかしながら、このように常に様々な状況を想定して対応してはいても、出願した案件が権利化できないという可能性もあります。また、権利化できた場合でも、実際にその権利を行使できなかったり、第三者の権利に抵触したりしている可能性もあります。

(2)医療行為および関連技術に係る特許

現在、当社グループ契約医療機関で既に実施されている医療行為については公知の事実となっているため、現在の主要事業に関し上記係争りスクはないものと考えております。尚、すでに政府の知的財産戦略本部で医療行為に関する特許についての検討が行われ、これを受けて特許庁でも医薬発明に関する審査基準が作成されております。これにより医薬発明として保護される範囲が拡大され、当社グループが開発する技術のうち医療関連技術に関しても特許として権利化できる可能性があります。当社グループとしても今後の動向を注視し、その時々の法規に沿った形での権利保護に努めてまいります。

政府の推進政策等の変化

現在、我が国においては、バイオテクノロジーおよび先端医療に係る各種の推進政策が実施されております。これらの推進政策は、現在の主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスだけではなく、当社グループが行う研究開発とその成果によって、今後当社グループが事業を展開する分野に大きく関わっております。

政府の主な推進政策とその概要は以下の通りであります。

(1)第3次対がん10ヵ年総合戦略

厚生労働省と文部科学省は、昭和59年度から平成5年度の「対がん10ヵ年総合戦略」、平成6年度から平成15年度の「がん克服新10ヵ年戦略」に引き続き、平成16年度から平成25年度の「第3次対がん10ヵ年総合戦略」を発表しました。この「第3次対がん10ヵ年総合戦略」では、以下の重点研究課題事項が提示されております。

- a)学横断的な発想と先端科学技術の導入に基づくがんの本態解明の飛躍的推進
- b)基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療等へ応用するトランスレーショナル・リサーチの推進
- c) 革新的な予防法の開発
- d) 革新的な診断・治療法の開発
- e)がんの実態把握と情報・診療技術の発信・普及

また、これらの重点研究課題事項については、さらに詳細な戦略が示されており、「免疫療法」もそのひとつとして掲げられております。

これらは、いずれも当社グループの細胞医療支援事業及び研究開発活動と密接に関わるものであり、今後の事業展開に大きな影響を与えるものと考えております。

(2)先進医療及び高度医療評価制度

現在の日本における医療制度においては、保険診療の中に保険で認められていない診療を含むことは認められていません。しかし、将来的に保険導入を目指す先端的医療技術については、医療技術毎に定められた要件を満たす医療機関の届出により保険診療との併用を認める「先進医療」という制度があり、現在、がんに対する免疫細胞療法に関連する医療技術については、3つの医療技術が「先進医療」として認められております。また、平成20年4月には、未承認または適応外の医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術に対し、一定の要件のもとで行われるものについて、個々の医療機関からの申請により保険診療との併用を可能とする「高度医療評価制度」が創設されました。

これらにより今後、「先進医療」もしくは「高度医療評価制度」の下で免疫細胞療法を実施する医療機関が増える可能性があり、免疫細胞療法の認知、普及が進むことも期待されます。

しかしながら、今後、これら政府の政策の方向性に大きな変化が生じることとなった場合には、当社グループ業績に 影響を与える可能性があります。

特定の取引先への依存

当社グループの技術・サービスの供与に基づき免疫細胞療法を実施する契約医療機関は、平成21年9月30日現在、医療法人社団「滉志会」の5医療機関「瀬田クリニック東京」(東京都千代田区)、「瀬田クリニック新横浜」(神奈川県横浜市)、「瀬田クリニック大阪」(大阪府吹田市)、「瀬田クリニック福岡」(福岡県福岡市)及び「瀬田クリニック札幌」(北海道札幌市)並びに「東京大学医学部附属病院」(東京都文京区)、「国立病院機構大阪医療センター」(大阪府大阪市)の7施設であります。

このうち、医療法人社団「滉志会」の5医療機関に対する売上の総額は、平成21年9月期2,879,281千円(連結総売上高に占める割合99.3%)と、現時点では同医療法人に対する販売依存度が高い状態にあります。医療法人社団「滉志会」は、当社と緊密かつ安定的な関係にありますが、今後両者の関係が悪化した場合や、万が一同医療法人において不慮の事故が発生すること等により受診患者数の減少、閉鎖等の事態に至った場合には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、医療法人社団滉志会の4医療機関、瀬田クリニック東京、瀬田クリニック新横浜、瀬田クリニック大阪、瀬田クリニック福岡及び国立大学法人東京大学との間で、下記のとおり、免疫細胞療法総合支援サービス契約を締結しております。

契約先	契約期間	契約の概要
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック東京	平成15年5月1日から平成25年9月30日まで(以降1年毎の自動更新)(注)2、3、 6	当社は、本契約に基づき、免疫細胞療 法総合支援サービスを提供し、その対 価を受け取るものであります。
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック新横浜	同上 (注)1、3、6	同上
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック大阪	平成15年6月1日から平成25年9月30日ま で(以降1年毎の自動更新)(注)1、4、 6	同上
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック福岡	平成15年10月1日から平成25年9月30日ま で(以降1年毎の自動更新)(注)1、5、 6	同上
国立大学法人東京大学	平成19年2月6日から平成22年3月31日ま で	同上

- (注) 1. 平成19年7月に、新横浜メディカルクリニックは瀬田クリニック新横浜に、かとう緑地公園クリニックは瀬田クリニック福岡にそれぞれ法人名を変更しております。
 - 2. 平成21年4月に、瀬田クリニックは瀬田クリニック東京に名称変更しております。
 - 3.瀬田クリニック東京および瀬田クリニック新横浜との取引は、本契約以前から行なわれておりましたが、 サービス内容の一部変更を受け、各々合意の上、契約が改定されたものであります。
 - 4.瀬田クリニック大阪は平成15年6月1日に免疫細胞療法専門医療施設として開設され、開設と同時に当社がサービスの提供を開始しております。
 - 5.瀬田クリニック福岡は平成15年10月1日に免疫細胞療法専門医療施設として開設され、開設と同時に当社がサービスの提供を開始しております。
 - 6. 平成20年9月30日をもって、医療法人社団滉志会の4医療機関、瀬田クリニック東京、瀬田クリニック新横浜、瀬田クリニック大阪及び瀬田クリニック福岡との免疫細胞療法総合支援サービス契約を解除し、平成20年10月1日付で、新たに医療法人社団滉志会と免疫細胞療法総合支援サービス契約を締結しております。

契約期間 : 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(以降1年毎の自動更新)

契約の概要:当社は、本契約に基づき、免疫細胞療法総合支援サービスを提供し、その対価を受け取るものであります。

6【研究開発活動】

当社グループは、がんや感染症分野及び難治性疾患に対する基礎研究、産業化を目指した技術開発からその臨床応用の促進まで、幅広い研究開発活動を推進しており、マイルストーンに沿った進捗が得られるように管理、運営を図っております。現在は特に、当社の中核事業である免疫細胞療法総合支援サービスに関わる臨床的エビデンスの構築や技術改良に積極的に取り組んでおり、EBMとしての免疫細胞療法の普及を促進し、開発成果のいち早い社会への還元を通じ、健全な市場の拡大を目指しております。さらに、国内外を問わず積極的に研究開発のアライアンスを推進し、新規技術の早期実用化及び新規事業の早期実現を図っております。

当連結会計年度においては、がん特異的CTL療法に係る新規技術の開発を目指し、国立がんセンターとの共同研究を開始し、同時に、この共同研究を強化・加速するものとして広範囲ながん種に有効な抗原ペプチドであるHSP105の権利を取得いたしました。現在、この抗原ペプチドを含むがん抗原の新規CTL大量誘導技術の確立を目指し、研究開発を進めております。また、前事業年度に独立行政法人科学技術振興機構からの受託研究により取得したレギュラトリーT細胞マーカーの候補分子に対する抗体については、抗体医薬品や免疫細胞療法への応用開発を視野に入れ、ライセンシング活動等を進めております。さらに、がん免疫細胞療法の臨床研究支援活動についても前事業年度に引き続き積極的に推進し、当連結会計年度においては、新たに2件の共同臨床研究を開始いたしました。

なお、平成21年9月末日現在、研究開発部門スタッフは総計20名おり、これは総従業員の約16%に当たります。

(基盤的研究及び技術開発)

当連結会計年度においては、基礎研究から臨床応用への橋渡しの効率化を図ることを目的として、前事業年度までは別々に拠点を置いていた研究開発部門と臨床開発部門を研究開発センターに集め、活動を開始いたしました。同センターでは、細胞加工技術の改良、新規開発及び免疫細胞療法に関する基盤研究と、臨床研究支援を中心テーマとして研究開発を進めております。

次世代の樹状細胞加工技術として開発を進めてきた、米国バイオベンチャーMaxCyte社のセル・ローディング・システムに当社グループ独自の技術を組み合わせた細胞加工技術については、その成果を免疫細胞療法に関連する学会等で発表し、そのうち、第30回癌免疫外科研究会では「奨励賞」を受賞いたしました。当社グループは、この加工技術が今後の樹状細胞加工プロセス及び樹状細胞療法の基幹技術になるものと期待しており、今後は臨床研究によりその効果検証を進めてまいります。その一環として、平成21年3月には、国立病院機構大阪医療センターと、同技術を用いた樹状細胞ワクチン療法についての共同臨床研究を開始いたしました。一方、特異的免疫細胞療法の一種であるCTL療法に必要とされる効率的なCTL培養技術については、国立がんセンターと共同で研究開発を進めてまいります。

また、平成16年より開発を行っているインテリジェント培養システム(自動細胞加工培養システム)については、 培養方法やモニタリング機能の最適化検証を進めており、平成22年9月期での実用化を目指しております。

免疫細胞療法に関する基礎研究としては、前事業年度に受託研究(独立行政法人科学技術振興機構:平成17年度革新技術開発研究事業「レギュラトリーT細胞を標的とした免疫抑制解除法の確立」)の成果として取得した、レギュラトリーT細胞マーカーの候補分子に対するモノクローナル抗体について、当該候補分子及び抗体を活用した免疫抑制解除法等をターゲットとし、抗体医薬品や免疫細胞療法への応用開発に展開を図るべく、特に現在は他企業との共同開発やライセンシングを中心に活動を進めております。

(臨床開発)

臨床開発について、当社グループは、当社グループの契約医療機関及び外部医療機関(大学病院及び各地域の中核医療機関)との共同臨床研究等において、その企画、推進及びデータマネジメントの支援、免疫学的基礎データの提供等を行い、より有効な投与方法や併用方法の探索、ならびに新しい免疫細胞療法開発のためのエビデンスの収集、構築、公表に取り組んでおります。

当連結会計年度においては前事業年度に引き続き、臨床エビデンスの構築を第一の目的とした国内の医療機関との共同臨床研究を推進いたしました。当連結会計年度においては、これまで進めてきた共同臨床研究の一部について、国際学術誌にその成果を発表いたしました。瀬田クリニック新横浜と名古屋大学との膵がんに対する共同臨床研究の結果については「Pancreas」誌に、日赤医療センターとの多発性骨髄腫に対する共同臨床研究の結果については「Experimental Hematology」誌にそれぞれ掲載され、学術分野に対して、当社グループ技術の成果を示せたものと考えております。なお、当連結会計年度において開始された臨床研究は以下のとおりであり、平成21年9月末日現在、以下の2件を含めて計14件の臨床研究が進められております。

対象疾患:悪性グリオーマ

対象治療:エレクトロポレーションDC療法 共同研究:国立病院機構大阪医療センター

対象疾患:腎がん

対象治療:エレクトロポレーションDC療法

共同研究:東京大学

対象治療については、当社が技術・サービスを提供する治療法名称で記しております。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の研究開発費の総額は377,857千円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1)売上高及び営業利益

連結初年度である当連結会計年度の売上高は2,900,215千円となりました。研究開発の進展とその成果を踏まえた訴求力の高い学術営業活動の効果に加えて、各種メディアやWebサイト、セミナー活動、書籍出版協力等による患者及び患者家族に向けた積極的な情報提供と各種施策の相乗効果により、当社グループの契約医療機関の新規治療開始患者数は前事業年度に比べて大きく増加いたしました。

売上原価は881,819千円となりました。その内訳は、材料費328,620千円、労務費215,111千円、経費その他が338,087千円であります。売上原価の売上高に対する比率は30.4%となりました。その結果、売上総利益は2,018,396千円となりました。

販売費及び一般管理費は1,724,631千円となりました。その内訳は、研究開発費377,857千円、その他の販売費及び一般管理費1,346,774千円であります。この結果、営業利益は293,764千円となりました。

(2)営業外損益及び経常利益

営業外損益は30,218千円の収益(純額)となりました。これは、主に受取保険金86,322千円、為替差損67,442千円、投資事業組合運用益8,051千円等によるものであります。この結果、経常利益は323,982千円となりました。

(3)特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別損益は69,166千円の損失(純額)となりました。これは、主に減損損失42,435千円、投資有価証券売却損10,359千円、投資有価証券評価損12,866千円等によるものであります。この結果、税金等調整前当期純利益は254,815千円となりました。

(4) 当期純利益

法人税等については、「法人税、住民税及び事業税」等の税金費用は8,942千円となり、当期純利益は245,873千円となりました。

当連結会計年度の財務状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、当連結会計年度期首に比べて880,282千円増加し、3,889,510千円となりました。流動資産は2,515,332千円と当連結会計年度期首に比べ939,825千円増加しており、主な要因は現金及び預金の増加432,661千円、売掛金の増加261,662千円、有価証券の減少200,000千円、短期貸付金の増加320,000千円等です。固定資産は1,374,177千円と当連結会計年度期首に比べ59,543千円減少しておりますが、これは固定資産の取得、減価償却、除却及び減損、投資有価証券の評価替え等によるものです。

当連結会計年度末の負債は、当連結会計年度期首に比べて128,908千円増加し、571,941千円となりました。そのうち流動負債は566,541千円で当連結会計年度期首に比べて123,508千円増加しております。主な要因は買掛金の増加50,681千円、賞与引当金の増加74,483千円等です。固定負債は、長期リース債務の増加により5,400千円となりました。

当連結会計年度末の純資産は、当期純利益245,873千円、新株予約権の行使による株式の発行508,310千円等により当連結会計年度期首に比べて751,373千円が増加し、3,317,568千円となりました。この結果、自己資本比率は85.2%となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況、1 業績等の概要、(2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの設備において、ソフトウエアは重要な資産であるため、以下、有形固定資産のほか、無形固定資産のうちソフトウエアを含めて設備の状況を記載しております。

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、賃貸用医療設備の取得等により、174百万円の設備投資を行いました。 なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成21年9月30日現在

				帳簿価額	(千円)		7,21 T 7/10	従業	
事業所名 (所在地)	設備の内容	建物及び 構築物	機械及び 装置	リース 資産	その他	無形固定 資産	合計	員数	
本社 (神奈川県横浜市港北区)	統括事業施設	19,470	-	7,055	18,477	48,159	93,162	44 (4)	
新横浜CPC (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工施設 (注)3	43,238	-	1	5,146	-	48,384	35 (12)	
大阪 C P C (大阪府吹田市)	細胞加工施設 (注)3	35,993	-	ı	603	-	36,597	13	
福岡 C P C (福岡県福岡市博多区)	細胞加工施設 (注)3	45,833	-	ı	797	ı	46,631	7	
研究開発センター (東京都世田谷区)	研究施設	1,729	2,421	ı	69,724	233	74,108	19	
自己がん組織バンク (神奈川県横浜市港北区)	事業施設	-	-	-	488	-	488	-	
東大22世紀医療センターC PC (東京都文京区)	細胞加工施設 (注)3	123,261	-	-	1,261	-	124,522	4 (1)	

- (注)1.金額には消費税等を含めておりません。
 - 2.帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品と建設仮勘定、「無形固定資産」はソフトウエアであります。
 - 3. 当該設備については、免疫細胞療法総合支援サービスの一環として契約医療機関に提供しております。なお、 従業員数には、契約医療機関への出向者及び執行役員(取締役兼務を除く)を含んでおります。臨時雇用者 数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 4. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間(年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
細胞培養設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4 ~ 6	34,689	33,105
研究開発設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	12,504	21,180
オフィス機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4 ~ 5	1,547	4,778

(2)国内子会社

平成21年9月30日現在

	事業所名			従業 員数				
会社名	(所在地)	設備の内容	建物及び 構築物	その他	無形固定 資産	合計	員数 (人)	
㈱医業経営研究所	本社 (神奈川県横浜市港北区)	賃貸用設備他	166,365	16,469	2,899	185,734	-	

- (注)1.金額には消費税等を含めておりません。
 - 2.帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、「無形固定資産」はソフトウエアであります。
 - 3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間(年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
オフィス機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	615	2,337

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設

	 事業所名		投資予定金額			着手及び完了予定年月		完成後の増
会社名	(所在地)	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完了	加能力
当社	細胞医療センター (未定)	細胞加工設備及び研 究施設	1,941	-	増資資金及び自己資 金	平成23年1月	平成24年6月	600%増加

(注)金額には消費税等は含まれておりません。

(2)重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	1,751,200		
計	1,751,200		

【発行済株式】

	513 <i>7</i> 11112V			
種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年12月22日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	625,600	632,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用しておりません。
計	625,600	632,600	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年12月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,665	5,465
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,665	5,465
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,900	62,900
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成22年12月31日まで	平成19年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 62,900円 資本組入額 31,450円	発行価格 62,900円 資本組入額 31,450円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

- (注) 1.新株予約権の数は、取締役会決議による8,210個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2,545個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の8,210株から5,665株に減少しております。また、平成21年11月30日現在の新株予約権の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を平成21年9月30日から200個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、5,465株に減少しております。
 - 2.新株予約権の行使の条件、新株予約権の譲渡に関する事項及び組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に関しては、「(8)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

平成17年12月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	7,095	6,895
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,095	6,895
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,890	33,890
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成23年12月31日まで	平成20年1月1日から 平成23年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 33,890円 資本組入額 16,945円	発行価格 33,890円 資本組入額 16,945円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

- (注) 1. 新株予約権の数は、取締役会決議による9,555個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2,460個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の9,555株から7,095株に減少しております。また、平成21年11月30日現在の新株予約権の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を平成21年9月30日から200個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、6,895株に減少しております。
 - 2.新株予約権の行使の条件、新株予約権の譲渡に関する事項及び組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に関しては、「(8)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年2月6日取締役会決議(第2回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	7,000	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	7,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)	-
新株予約権の行使期間	自 平成19年 2 月22日 至 平成22年 2 月21日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注3)	-
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行 使はできない。	-
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要 するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 2.1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初、16,500円(以下「当初行使価額」という。)とする。
 - 2 行使価額の修正

当社は平成19年2月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前日(当該修正日の前日当日を含む)までの3連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に次項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、8,250円とする。下限行使価額は、次項の規定を準用して調整される。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

| 既発行音 | 交付普通株式数×1株あたりの払込金額 | 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 通株式数 | 時価

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に交付された 株式数 = 普通株式数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じた場合はこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする 株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
- 3.1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を
 - の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
 - 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満 の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金 の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

平成19年2月6日取締役会決議(第3回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)	
新株予約権の数(個)	30,000	30,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	30,000	30,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)	同左	
新姓 子 約 株 の 行 体 期 門	自 平成19年2月22日	自 平成19年2月22日	
新株予約権の行使期間	至 平成22年2月21日	至 平成22年2月21日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	(注3)	同左	
発行価格及び資本組入額(円)	(123)	问在	
 新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行	 同左	
がかり、おり在の口 区のが日	使はできない。	问在	
 新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要	 同左	
初れた。近に関する事項	するものとする。	川生	
代用払込みに関する事項	-	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 2.1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初、19,000円(以下「当初行使価額」という。)とする。

2 行使価額の修正

当社は平成19年2月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前日(当該修正日の前日当日を含む)までの3連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に次項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、9,500円とする。下限行使価額は、次項の規定を準用して調整される。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

| 既発行音 | 交付普通株式数×1株あたりの払込金額 | 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 通株式数 | 時価

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 普通株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 普通株式数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じた場合はこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする 株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
- 3.1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を 加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
 - 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満 の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金 の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年10月1日~ 平成18年9月30日 (注)1	4,000	556,200	12,500	2,056,750	12,500	3,469,272
平成19年 2 月21日 (注) 2	9,000	565,200	50,085	2,106,835	50,085	3,519,357
平成18年10月1日~ 平成19年9月30日 (注)3	12,520	577,720	86,195	2,193,030	86,195	3,605,552
平成19年10月1日~ 平成20年9月30日 (注)4	15,880	593,600	74,302	2,267,332	74,340	3,679,892
平成20年10月1日~ 平成21年9月30日 (注)5	32,000	625,600	254,155	2,521,487	254,155	3,934,047

- (注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。
 - 2.有償第三者割当増資

発行価格 11,130円

資本組入額 5,565円

割当先 Deutsche Bank AG, London Branch

- 3.新株予約権の行使によるものであります。
- 4.新株引受権及び新株予約権の行使によるものであります。
- 5.新株予約権の行使によるものであります。
- 6. 平成21年10月1日から平成21年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,000株、 資本金及び資本準備金がそれぞれ58,047千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

平成21年9月30日現在

	1 1-22 - 1								
		株式の状況							単元未満株
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品取	その他の	外国法	去人等	個人その	計	式の状況
	団体	並	引業者	法人	個人以外	個人	他	П	(株)
株主数(人)	-	7	18	126	14	16	22,909	23,090	-
所有株式数 (株)	-	10,386	19,512	111,102	10,214	240	474,146	625,600	-
所有株式数 の割合(%)	-	1.66	3.12	17.76	1.63	0.04	75.79	100.00	-

(注)上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、25株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
木村佳司	千葉県浦安市	109,264	17.47
有限会社江川ホールディング	東京都世田谷区上用賀3-1-11	48,000	7.67
有限会社ヨシジキムラエン タープライズ	千葉県浦安市入船3-68-5	44,000	7.03
江川滉二	東京都世田谷区	14,750	2.36
東京中小企業投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷3-29-22	8,023	1.28
後藤重則	東京都目黒区	7,485	1.20
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	5,752	0.92
吉田道雄	東京都町田市	5,200	0.83
野口活夫	神奈川県横浜市青葉区	4,824	0.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	4,521	0.72
計	-	251,819	40.25

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 625,600	625,600	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	625,600	-	-
総株主の議決権	-	625,600	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25株(議決権25個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8)【ストックオプション制度の内容】

額を調整するものとします。

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。

(平成16年12月21日第9回定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成16年12月21日第9回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成16年12月21日の第9回定時株主総会において決議されたものであります。

ることを、平成16年12月21日の弟9回疋時休土総会1	
	平成16年12月21日
 付与対象者の区分及び人数	付与対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締
リー対象省の区分及の大数	役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。
	新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の
	属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除
	く。) における東京証券取引所における当社普通株式の普
新株予約権の行使時の払込金額	通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円末
	満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当該日に終値
	のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高
	い金額とする。(注)
が また ない は ない	自 平成19年1月1日
新株予約権の行使期間	至 平成22年12月31日
	新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使
	をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用
	されている若しくは委任関係を保持していることを要
	するものとする。
	但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当
	な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでは
新株予約権の行使の条件	ない。
	新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対
	象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続
	して取引関係にあることを要するものとする。
	但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、
	行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限
	りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は
利怀」が対性の歳反に対りる事項	認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

州体で創催の議派に関する事項	認めないものとする。
弋用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
(注)1 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合に	は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円
未満の端数は、これを切り上げます。	
調整後発行価額 = 調整前発行価額 ×	1
	分割・併合の比率
(注)2 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、	新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行
使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成	뷫13年法律第128号)施行前の旧商法に定める新株引受権証券
の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価	i額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り
上げます。	
既発	行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額
調整後発行価額 = 調整前発行価額 ×	
(注)3 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合	、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする
やむを得かい事中が生じたときは 資本の減少 含	≧併又は会社分割の条件等を勘案の上 合理的な範囲で払込金

(平成17年12月20日第10回定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成17年12月20日第10回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成17年12月20日の第10回定時株主総会において決議されたものであります。

ることを、平成17年12月20日の第10回疋时休土総会 沖詳年日日	•
決議年月日 	│ 平成17年12月20日 │ 付与対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締
付与対象者の区分及び人数	刊与対象省の職員のよび当社業績への負職を考慮し、取締 役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。
	新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の
	属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除
	く。) における東京証券取引所における当社普通株式の普
新株予約権の行使時の払込金額	通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未
	満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当該日に終値
	のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高
	い金額とする。(注)
	自 平成20年1月1日
	至 平成23年12月31日
	新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使
	をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用
	されている若しくは委任関係を保持していることを要
	するものとする。
	但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当
	な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでは
新株予約権の行使の条件	ない。
	新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対
	象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続
	して取引関係にあることを要するものとする。
	 但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、
	行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限
	りではない。
	→ │ 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は
新株予約権の譲渡に関する事項 	認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
(注)1 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合に	には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円

(注)1	当社が当社普通株式の	の分割又は併合を行	行う:	場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円
	未満の端数は、これを	切り上げます。		
	調整後発行価額 =	調整前発行価額	×	1
				分割・併合の比率

(注) 2 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

				既発行株式数	+	新規発行株式数	۲ ×	1 株当たり払込金額
調整後発行価額	=	調整前発行価額	×		•		時	 価
				-	DT 72	./- I#-15#L →C.10	72.7-14	_15.844_

既発行株式数 + 新規発行株式数

(注) 3 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする やむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金 額を調整するものとします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討する方針であります。

しかしながら当社は、設立以来、配当を実施した実績はなく、平成16年9月期以降、3期連続して損失を計上したこと及び平成20年9月期に損失を計上したことにより、累積損失が発生しております。当面は、早期の累積損失の解消に努めるとともに、内部留保を充実させることによって成長性のある事業への設備投資及び研究開発投資、細胞医療技術に係る需要顕在化を目的とした学術推進活動に伴う各種先行投資費用への資金充当を優先させ、企業体質の強化を進めるとともに、事業の成長を図っていく方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成17年 9 月	平成18年 9 月	平成19年 9 月	平成20年 9 月	平成21年9月
最高(円)	76,600	39,500	16,480	16,350	21,590
最低(円)	36,000	14,000	9,530	4,240	4,750

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	9,580	9,450	20,990	21,590	19,700	19,460
最低(円)	7,440	8,250	9,300	13,000	15,500	13,850

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	木村 佳司	昭和27年3月15日生	平成 6 年10月 平成 7 年10月	HOYA(株) 本社市場開発促進部課 長 (株)コアメディカル 専務取締役 当社設立 代表取締役社長就任 代表取締役CEO(現任)	(注) 2	104,014
取締役	C00	春山 佳亮	昭和45年10月7日生	平成9年6月 平成13年2月 平成13年5月 平成13年11月 平成14年2月 平成14年9月 平成19年4月	㈱アイ・イー・エー・ジャパン 財務部係長 同社 ジェネラル・アドミニストレーション・グループ財務・経理アクティング・マネージャー 当社入社 管理部マネージャー 取締役就任 管理部長	(注) 2	156
取締役	CFO	原 大輔	昭和38年7月21日生	平成11年3月 平成16年4月 平成17年12月	日興證券㈱入社 日興ソロモン・スミス・バーニー 証券会社入社 投資銀行本部ディレ クター 当社入社 執行役員CAO 取締役就任 CAO 取締役CFO(現任)	(注) 2	100
常勤監査役		木村 健治	昭和20年3月14日生	平成7年4月 平成9年4月 平成10年6月 平成13年6月	日興證券㈱入社 同社 仙台支店長 同社 福岡支店長 日興キャピタル㈱ 取締役就任 同社退社 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 3	-
監査役		冨永 兼司	昭和30年2月11日生	昭和63年7月平成8年7月平成11年5月	(㈱日本リクルートセンター入社 同社 人材開発部長 同社 広報室長兼㈱マリーガルマネ ジメント取締役就任 (㈱キャリアプラン設立 代表取締役 就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 3	360
監査役		関山 司朗	昭和16年11月24日生	平成3年3月 平成7年4月 平成9年9月 平成10年10月 平成11年4月	(㈱ブリヂストン人社 同社 財務本部資金部長 ブリヂストン・リーガ(株) 代表取締役常務就任 (㈱ブリヂストン退社 学校法人関山学園 顧問就任 同学園 理事長就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 3	104,630

- (注)1.監査役木村健治、冨永兼司及び関山司朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 平成20年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 3. 平成18年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 - 4. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定、業務執行の監督機能と各事業部門の業務執行機能を核に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。

執行役員は6名で、CEO木村佳司、COO春山佳亮、CFO原大輔、経営企画部長鈴木邦彦、先端医科学研究所長前川隆司、パブリック・コミュニケーション部長伊木宏で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、遵法精神のもと、透明性、効率性の高い経営上の組織体制や仕組みを整備し、企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

それを実現するため、コンプライアンス、リスクマネジメントの徹底を図り、投資家に対する適時適切な情報の開示に努め、業務プロセスにおける不正や誤謬を防ぐ内部牽制の仕組みを強化してまいります。

(1)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

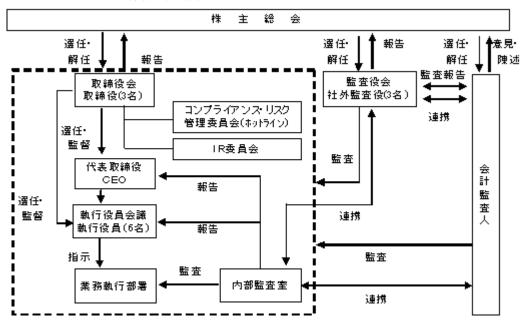
会社の機関の基本説明

当社は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項、ならびに経営に関する重要事項について審議決定をしております。当社の取締役会は取締役3名で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行い、経営の意思決定を行うほか、業績の進捗状況及び業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会を補完する機能として、執行役員が出席する月2回の執行役員会議において重要決裁事項の審議決定を行い、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる体制をとっております。なお、当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任の明確化を図る目的から、平成14年9月より、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で選任されており、現在3名が取締役を兼務しております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスにおけるチェック・アンド・バランス(牽制と均衡)が適切に働くよう、監査役3名全員を社外監査役として配置しております。各監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監督、監査しております。

一方、CEOの直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行部門に対して厳正な内部監査を実施し、業務遂行の効率性・有効性の評価や法令及び規定等の遵守性確保を中心とした監査活動を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムを、取締役会及び使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制などを包括した内部管理体制と捉え、その体制整備を進めることにより、企業不祥事の発生の防止を図るなど、コーポレート・ガバナンスの確立に資することを基本的な考え方としております。

法令遵守体制の整備状況につきましては、取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、CEOが委員長として、リスク管理統括責任者及びコンプライアンス統括責任者を兼ねております。具体的な制度設計としては、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス管理規程を整備し、企業行動憲章及びコンプライアンス行動規範を定め、全社員に対してのコンプライアンス・プログラム導入研修の実施をするなど、法令及び企業倫理の遵守徹底を推進しております。また、公益通報者保護法の制定を受け、社内のマイナス情報を吸い上げ、不正行為の防止機能の役割を担うコンプライアンスホットラインを設置しております。さらに、反社会的勢力の排除につきましては、毅然とした態度を保ち、不当・不法な要求には一切応じないことを基本方針とし、その旨を行動規範に明記し、役員及び全社員に周知徹底を図っております。

情報開示体制の整備状況につきましては、社内各部門のIR責任者による情報の集約・管理及びIR委員会による情報の重要性・適時開示の判断を中心として、社内体制を構築しております。また、年2回の決算説明の動画配信、四半期ごとの決算説明資料の掲載など、当社のホームページを活用したリリース情報の速やかな開示により、株主及び投資家との適時適切なコミュニケーションを推進しております。

情報管理体制の整備状況につきましては、文書管理規程を定め、法令に基づく文書の作成及び保管、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等の適正な保管管理を行っております。具体的な内容としては、株主総会議事録・取締役会議事録・監査役会議事録・経営基本規程・財務諸表等を永久保存するなど、その重要度に応じた保存期間、保存方法等を定めております。

財務報告の信頼性を確保するための財務報告に係る内部統制の整備状況につきましては、整備基本計画に基づき、評価範囲を定め、重要な業務プロセス及び決算・財務報告プロセスの文書化を進め、整備状況及び運用状況の評価計画を策定しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役監査の状況は、常勤監査役1名を含む監査役3名の体制で監査を行い、監査役会は原則毎月1回開催されております。監査役及び監査役会は、会計監査人との間で双方の立場からの年度監査体制、監査計画及び監査内容について報告及び協議を行っております。

また、内部監査室を代表取締役の直轄組織として設置し、専任者1名が、他の業務執行部門から独立した立場で組織の内部管理体制の適正性及び効率性を客観的に評価し、改善提案やフォローアップを実施しております。内部監査室は、監査役及び監査役会に対して年度監査体制及び年度監査計画を報告し、その内容について協議を行い、監査の実施状況については、その都度常勤監査役に報告しております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務にかかる補助者は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士: 江島 智、櫻井 均

なお、上記2名については、監査年数は7年を経過していないため、監査年数の記載は省略しております。

監査業務にかかる補助者: 公認会計士 4名、会計士補等 6名、その他 3名

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役は選任しておりません。

当社の監査役3名は全員社外監査役であり、社外監査役と当社とは取引関係その他の利害関係はありません。

(2)リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動に潜在する様々な内外のリスクを全社的かつ適切に管理するため、リスク管理基本方針をリスク管理規程に定めるとともに、CEOを委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会においては、経営企画部がリスク管理を推進する事務局として、社内各部門の業務に関連するリスクの抽出と評価を行ったうえで優先的に管理をするリスクの特定を行い、社内各部門に対してリスクの予防、軽減、移転および回避対策を講じるなどの平時のリスク管理活動を推進しております。

また、事業の運営に重大な影響を及ぼす恐れのある経営危機が発生した場合に対応できるように、緊急対策本部の設置体制やクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備をすすめる一方、災害、個人情報の漏洩やセクシャルハラスメントなどの重要リスクについては、各管理委員会のもとで個別管理規程を定めるなど、リスクの最小化と未然防止に努めております。

さらに当社は、企業経営及び日常業務に関して複数の法律事務所等と顧問契約を締結し、業務執行上の疑義が発生した場合は、その内容に応じた各分野の専門家から適宜助言を受けられる体制をとり、戦略及び法務リスクの管理強化を図っております。

(3)役員報酬の内容

当社が当事業年度に取締役及び監査役に支払った報酬は次の通りであります。

取締役 5名 29,250千円

監査役 3名 12,800千円(3名全員が社外監査役であります。)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成15年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成15年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4)取締役会で決議することができる株主総会決議事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者も含む。)及び監査役(監査役であった者も含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 3 月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(5)取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

(6)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

EDINET提出書類 株式会社メディネット(E05351) 有価証券報告書

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会	会計年度	当連結会	会計年度
区分	監査証明業務に基づく 報酬 (千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬 (千円)
提出会社	-	-	18,000	2,500
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	18,000	2,500

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が新日本有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務は、事業戦略等に関する助言業務であります。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)及び当事業年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当連結会計年度 (平成21年 9 月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,395,316
売掛金	599,410
原材料及び貯蔵品	22,570
短期貸付金	320,000
その他	178,035
流動資産合計	2,515,332
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	787,895
減価償却累計額	352,003
建物及び構築物(純額)	435,891
機械及び装置	38,477
減価償却累計額	36,055
機械及び装置(純額)	2,421
リース資産	8,300
減価償却累計額	1,244
リース資産 (純額)	7,055
建設仮勘定	53,982
その他	394,242
減価償却累計額	335,256
その他(純額)	58,985
有形固定資産合計	558,336
無形固定資産	52,414
投資その他の資産	
投資有価証券	505,621
長期貸付金	44,605
その他	213,199
投資その他の資産合計	763,426
固定資産合計	1,374,177
資産合計	3,889,510

(単位:千円)

当連結会計年度 (平成21年9月30日)

	(1774=1 173=14)
負債の部	
流動負債	
買掛金	140,563
リース債務	1,590
未払法人税等	21,724
賞与引当金	146,783
その他	255,878
流動負債合計	566,541
固定負債	
リース債務	5,400
固定負債合計	5,400
負債合計	571,941
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,521,487
資本剰余金	3,934,047
利益剰余金	3,140,961
株主資本合計	3,314,573
新株予約権	2,995
純資産合計	3,317,568
負債純資産合計	3,889,510

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
	2,900,215
売上原価	881,819
売上総利益	2,018,396
販売費及び一般管理費	1,724,631
営業利益	293,764
営業外収益	
受取利息	5,584
投資事業組合運用益	8,051
受取保険金	86,322
その他	1,069
営業外収益合計	101,028
営業外費用	
支払利息	190
為替差損	67,442
その他	3,177
営業外費用合計	70,810
経常利益	323,982
特別損失	
固定資産除却損	3,505
減損損失	42,435
投資有価証券売却損	10,359
投資有価証券評価損	12,866
特別損失合計	69,166
税金等調整前当期純利益	254,815
法人税、住民税及び事業税	8,942
法人税等合計	8,942
当期純利益	245,873

【連結株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

	至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,267,332
当期変動額	
新株の発行	254,155
当期変動額合計	254,155
当期末残高	2,521,487
資本剰余金	
前期末残高	3,679,892
当期変動額	
新株の発行	254,155
当期変動額合計	254,155
当期末残高	3,934,047
利益剰余金	, ,
前期末残高	3,386,835
当期変動額	, ,
当期純利益	245,873
当期変動額合計	245,873
当期末残高	3,140,961
株主資本合計	- , - , - , - , - , - , - , - , - , - ,
前期末残高	2,560,389
当期変動額	, ,
新株の発行	508,310
当期純利益	245,873
当期変動額合計	754,183
当期末残高	3,314,573
新株予約権	
前期末残高	5,805
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,810
当期変動額合計	2,810
当期末残高	2,995
純資産合計	72.2.2
前期末残高	2,566,194
当期変動額	,,,,,,,
新株の発行	508,310
当期純利益	245,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,810
当期変動額合計	751,373
当期末残高	3,317,568

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

	至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	254,815
減価償却費	123,870
減損損失	42,435
賞与引当金の増減額(は減少)	74,483
受取利息及び受取配当金	5,584
支払利息	190
投資有価証券評価損益(は益)	12,866
投資有価証券売却損益(は益)	10,359
投資事業組合運用損益(は益)	8,051
為替差損益(は益)	67,442
有形固定資産除却損	3,505
受取保険金	86,322
株式交付費	3,172
売上債権の増減額(は増加)	261,662
たな卸資産の増減額(は増加)	8,199
仕入債務の増減額(は減少)	50,681
未払金の増減額(は減少)	19,011
未払消費税等の増減額(は減少)	51,417
その他	16,842
小計	323,251
利息及び配当金の受取額	5,310
利息の支払額	190
法人税等の支払額	8,768
営業活動によるキャッシュ・フロー	319,602
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	198,337
無形固定資産の取得による支出	18,620
投資有価証券の取得による支出	25,445
投資有価証券の売却による収入	18,161
長期貸付けによる支出	47,925
短期貸付けによる支出	820,000
短期貸付金の回収による収入	500,000
差入保証金の差入による支出	5,643
差入保証金の回収による収入	10,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	587,601
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	1,308
株式の発行による収入	502,357
財務活動によるキャッシュ・フロー	501,048
現金及び現金同等物に係る換算差額	387
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	232,661
現金及び現金同等物の期首残高	1,162,654
	1,395,316
現金及び現金同等物の期末残高	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当連結会計年度
項目	(自 平成20年10月1日
	至 平成21年9月30日)
1.連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社
	主要な連結子会社の名称
	㈱医業経営研究所
	前事業年度までは連結子会社が存在しておりませんでしたが、当連結会計年度から
	㈱医業経営研究所の重要性が増したことにより連結の範囲に含めて、連結財務諸表を
	作成しております。
2 . 持分法の適用に関する事項	持分法を適用していない関連会社(㈱東京ベイ・メディカルフロンティア)は当
	期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法
	の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重
	要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
3 . 連結子会社の事業年度等に	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
関する事項	
4 . 会計処理基準に関する事項	
(1) 重要な資産の評価基準及	イ 有価証券
び評価方法	その他有価証券
	時価のないもの
	移動平均法による原価法を採用しております。
	なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資(金融商品取引法第
	2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定され
	る決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その持分相当額を純
	額で取り込む方法によっております。
	ロ たな卸資産
	商品
	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下
	げの方法により算定)を採用しております。
	原材料
	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下
	げの方法により算定)を採用しております。
	仕掛品
	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
	方法により算定)を採用しております。

	有
죠ㅁ	当連結会計年度
項目	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償	イ 有形固定資産(リース資産を除く)
却の方法	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除
	く)については定額法)を採用しております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建物及び構築物 5~20年
	機械及び装置 4~5年
	その他 4~8年
	ロ 無形固定資産(リース資産を除く)
	定額法を採用しております。
	なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間
	(5年)に基づいております。
	ハリース資産
	/ 、 ~
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりまし
	す。
	┃
	が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る
	方法に準じた会計処理によっております。
(3) 重要な引当金の計上基準	イ 貸倒引当金
() ==== :	
	見込額を計上しております。
	その結果、当連結会計年度末における貸倒引当金の計上額はありません。
	口 賞与引当金
	従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上
	しております。
(4) その他連結財務諸表作成のた	消費税等の会計処理
めの重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5 . 連結子会社の資産及び負	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しており
債の評価に関する事項	ます。
6.連結キャッシュ・フロー計算書	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変
における資金の範囲	 動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来
	I

する短期投資からなっております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成21年9月30日)

関連会社に対するものは次のとおりであります。 3,000千円

投資有価証券(株式)

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当 329,448千円 賞与引当金繰入額 86,452 研究開発費 377,857 広告宣伝費 216,506

- 2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。また、その総額は、上記 1のとおり、377,857千円であります。
- 3 固定資産除却損は、建物及び構築物2,705千円、機械及び装置57千円及びその他(工具、器具及び備品)742千円であ ります。
- 4 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都世田谷区	游休姿产	建物及び構築物
		その他(工具、器具及び備品)
油本川月提 汽士	游什么产	建物及び構築物
神奈川県横浜市	世怀貝性	その他(工具、器具及び備品)

当社グループは、遊休資産について個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、廃棄を決定した資産グループ及び将来における 使用計画がなく、将来の利用見込みが極めて不透明な資産グループの全額42,435千円を減額し、減損損失として特別 損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物40.971千円及びその他(工具、器具及び備品)1.464千円でありま す。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成20年10月1日至 平成21年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	593,600	32,000	-	625,600
合計	593,600	32,000	-	625,600

(注)普通株式の株式数の増加32,000株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

2.新株予約権に関する事項

		新株予約権 新株予約権の目的となる株式の数(株)の目的とな			当連結会計		
区分	新株予約権の内訳	の目的とな る株式の種 類	前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (千円)
提出会社	平成19年第 1 回新株予約権 (注) 1、2	│ │普通株式	9,000	-	9,000	-	-
	平成19年第 2 回新株予約権 (注) 1、2	普通株式	30,000	-	23,000	7,000	595
	平成19年第3回新株予約権 (注)1	普通株式	30,000	-	-	30,000	2,400
	合計	-	69,000	-	32,000	37,000	2,995

- (注) 1. 平成19年第1回、第2回及び第3回新株予約権は、権利行使可能なものであります。
 - 2. 平成19年第1回及び第2回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成21年9月30日現在)

(千円)

現金及び預金勘定1,395,316現金及び現金同等物1,395,316

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

1.ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、細胞加工施設(CPC)における有形固定資産「その他(工具、器具及び備品)」であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	(千円)	(千円)	(千円)
有形固定資産「その他」	155,447	96,960	58,487
合計	155,447	96,960	58,487

(2)未経過リース料期末残高相当額

1 年内	26,502千円
1 年超	34,899千円
合計	61,402千円

有価証券報告書

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料49,357千円減価償却費相当額46,319千円支払利息相当額1,840千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成21年9月30日現在)

1. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
15,326	-	10,359

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

その他有価証券

内容	連結貸借対照表計上額(千円)	摘要
(1) 非上場株式	86,078	
(2)投資事業組合出資金	416,543	

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式について12,866千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

当社グループは、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

- 1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	₩####################################	TI #47/T
	平成16年	平成17年
	ストック・オプション	ストック・オプション
	当社取締役2名	当社取締役3名
 付与対象者の区分及び数	当社監査役3名	当社監査役3名
刊与対象省の区方及び数	当社従業員139名	当社従業員138名
	外部協力者34名	外部協力者34名
ストック・オプション数	普通株式 8,210株	普通株式 9,555株
付与日	平成17年 1 月28日	平成18年 1 月27日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	平成17年 1 月28日から平成18年12月31日ま	平成18年 1 月27日から平成19年12月31日ま
X13	で	で
+5-1-1/- / +10-88	平成19年1月1日から平成22年12月31日ま	平成20年1月1日から平成23年12月31日ま
権利行使期間 	で	で

(注) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。

但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない.

新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。

但し、当該新株予約権者が新株予約権の権利確定に先立ち、権利確定の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	6,025	7,525
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	360	430
未行使残	5,665	7,095

単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	62,900	33,890
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

(税効果会計関係)

(MANACATION)	当 当	結会計年度
		(編 云) 年 (2) 1年 (9 月 30日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
		(千円)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,713	
一括償却資産損金算入限度超過額	1,230	
未払事業税否認	6,240	
未払事業所税否認	430	
有価証券評価損	5,146	
固定資産減損否認	8,226	
繰越欠損金	1,229,925	
その他	5,029	_
繰延税金資産小計	1,314,942	
評価性引当額	1,314,127	
操延税金資産合計	815	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金認容	815	
操延税金負債合計	815	-
- 繰延税金資産(負債)の純額 ⁻	-	-
-		-
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳		
	(%)
法定実効税率	40.	0
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない	項目 1.	2
住民税均等割	3.5	
評価性引当額	40.8	
その他	0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担	率 3.	5

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社グループの事業は、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日) 及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年9月30日)

1 株当たり純資産額5,298.23円1 株当たり当期純利益金額410.77円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(エ)・バコにノコがが引血並服の弁に工の生には(ス)	0000000
	当連結会計年度
	(自 平成20年10月1日
	至 平成21年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益 (千円)	245,873
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	245,873
期中平均株式数(株)	598,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり	新株予約権4種類(新株予約権の数49,760個、普通株式
当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	49,760株)。新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.
	株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであり
	ます。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】 【社債明細表】 該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	1	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	1	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,590	3.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	1	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	5,400	3.3	平成22年~25年
その他有利子負債	-	1	-	-
計	-	6,991	-	-

(注)リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
リース債務	1,644	1,699	1,757	298

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成20年10月1日	自平成21年1月1日	自平成21年4月1日	自平成21年7月1日
	至平成20年12月31日	至平成21年3月31日	至平成21年6月30日	至平成21年9月30日
売上高(千円)	598,599	598,613	805,773	897,228
税金等調整前四半期純利益				
金額又は四半期純損失金額	62,759	4,599	141,391	180,782
()(千円)				
四半期純利益金額又は四半				
期純損失金額()(千	64,967	6,807	139,100	178,547
円)				
1 株当たり四半期純利益金				
額又は四半期純損失金額	109.45	11.47	234.19	291.28
()(円)				

2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年 9 月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	962,591	1,395,316
売掛金	336,813	596,345
有価証券	200,000	-
材料及び資材	14,371	-
原材料及び貯蔵品	-	22,570
前渡金	1,617	2,857
前払費用	36,467	41,281
短期貸付金	69,356	450,796
未収入金	10,392	124,684
その他	4,659	6,769
流動資産合計	1,636,268	2,640,623
固定資産		
有形固定資産		
建物	707,624	595,131
減価償却累計額	358,582	325,849
建物(純額)	349,042	269,282
構築物	497	497
減価償却累計額	223	253
構築物(純額)	274	244
機械及び装置	38,935	38,477
減価償却累計額	37,377	36,055
機械及び装置(純額)	1,557	2,421
工具、器具及び備品	381,790	374,370
減価償却累計額	324,100	331,853
工具、器具及び備品(純額)	57,689	42,516
リース資産	-	8,300
減価償却累計額	-	1,244
リース資産(純額)	-	7,055
建設仮勘定	53,982	53,982
有形固定資産合計	462,546	375,502
無形固定資産	,	
商標権	458	395
ソフトウエア	53,113	48,392
ソフトウエア仮勘定	5,000	-
電話加入権	725	725
無形固定資産合計	59,297	49,514

		— —
(単位	•	+ш,
(+ 111		1111

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	550,244	502,621
関係会社株式	55,500	103,000
長期貸付金	-	44,605
差入保証金	68,989	64,213
長期前払費用	97,565	91,551
保険積立金	33,546	24,711
投資その他の資産合計	805,846	830,703
固定資産合計	1,327,689	1,255,720
資産合計	2,963,958	3,896,343
負債の部		
流動負債		
買掛金	89,395	140,243
リース債務	-	1,590
未払金	181,765	175,066
未払費用	5,713	5,951
未払法人税等	13,247	21,544
未払消費税等	-	57,187
預り金	6,188	5,290
前受収益	151	-
賞与引当金	72,300	146,783
その他	6,450	1,919
流動負債合計	375,212	555,577
固定負債		
リース債務	-	5,400
固定負債合計	-	5,400
負債合計	375,212	560,977
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,267,332	2,521,487
資本剰余金		
資本準備金	3,679,892	3,934,047
資本剰余金合計	3,679,892	3,934,047
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,693	993
繰越利益剰余金	3,365,977	3,124,158
利益剰余金合計	3,364,284	3,123,164
株主資本合計	2,582,940	3,332,370
新株予約権	5,805	2,995
純資産合計	2,588,745	3,335,365
負債純資産合計	2,963,958	3,896,343
ᇧᆬᄴᇦᄝᄹᆸᇚ	2,703,738	3,070,343

(単位:千円)

【捐益計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成19年10月1日 (自 平成20年10月1日 至 平成20年9月30日) 至 平成21年9月30日) 売上高 1.838.469 2,797,742 売上原価 742,573 805,589 売上総利益 1,095,896 1,992,153 1,711,078 1,763,374 販売費及び一般管理費 営業利益又は営業損失() 667,477 281,074 営業外収益 7,705 受取利息 3,475 有価証券利息 151 8,112 投資事業組合運用益 6,204 8,051 5,421 設備賃貸料 受取保険金 86,322 10,804 その他 5,395 営業外収益合計 28,609 113,035 営業外費用 190 支払利息 1,019 株式交付費 1,800 2,827 社債発行費等 30 為替差損 55,479 67,442 設備賃貸費用 6,967 -その他 253 4,601 営業外費用合計 65,550 75,061 経常利益又は経常損失() 704,418 319,048 特別利益 469 固定資産売却益 特別利益合計 469 -特別損失 5 3,505 156 固定資産除却損 42,435 減損損失 投資有価証券売却損 6,048 10,359 投資有価証券評価損 983,960 12.866 特別損失合計 990,165 69,166 249,881 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() 1,694,115 法人税、住民税及び事業税 8,762 8,722 法人税等合計 8,722 8,762 当期純利益又は当期純損失() 1,702,837 241,119

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成19年10月 1 至 平成20年 9 月30		当事業年度 (自 平成20年10月1 至 平成21年9月30	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
材料費		258,341	35.7	328,620	40.8
労務費		171,691	23.7	215,111	26.7
経費		294,353	40.6	261,857	32.5
当期サービス費用		724,386	100.0	805,589	100.0
期首仕掛品たな卸高		18,186		-	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
合計		742,573		805,589	
当期売上原価		742,573		805,589	
					1

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注費(千円)	47,509	32,513
減価償却費 (千円)	33,066	26,538
消耗品費 (千円)	63,586	81,244
賃借料(千円)	54,275	33,174
地代家賃 (千円)	52,676	40,649
賞与引当金繰入額(千円)	14,704	34,195

(単位:千円)

【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,193,030	2,267,332
当期変動額		
新株の発行	74,302	254,155
当期変動額合計	74,302	254,155
当期末残高 当期末残高	2,267,332	2,521,487
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,605,552	3,679,892
当期変動額		
新株の発行	74,340	254,155
当期変動額合計	74,340	254,155
 当期末残高	3,679,892	3,934,047
前期末残高	3,605,552	3,679,892
当期変動額		
新株の発行	74,340	254,155
	74,340	254,155
 当期末残高	3,679,892	3,934,047
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	2,675	1,693
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	982	700
当期変動額合計	982	700
 当期末残高	1,693	993
· 操越利益剰余金		
前期末残高	1,664,122	3,365,977
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	982	700
当期純利益又は当期純損失()	1,702,837	241,119
	1,701,854	241,819
 当期末残高	3,365,977	3,124,158
前期末残高	1,661,447	3,364,284
当期変動額		,
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期純利益又は当期純損失()	1,702,837	241,119
当期変動額合計	1,702,837	241,119
当期末残高 当期末残高	3,364,284	3,123,164
= /// / / / / / = -	2,201,201	2,123,101

有価証券報告書 (単位:千円)

		·
	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本合計		
前期末残高	4,137,135	2,582,940
当期変動額		
新株の発行	148,642	508,310
当期純利益又は当期純損失()	1,702,837	241,119
当期変動額合計	1,554,194	749,429
当期末残高	2,582,940	3,332,370
- 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	55,535	-
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	55,535	-
当期変動額合計	55,535	-
当期末残高 当期末残高	-	-
新株予約権		
前期末残高	6,697	5,805
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	892	2,810
当期変動額合計	892	2,810
当期末残高	5,805	2,995
純資産合計		
前期末残高	4,088,296	2,588,745
当期变動額		
新株の発行	148,642	508,310
当期純利益又は当期純損失()	1,702,837	241,119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54,643	2,810
当期変動額合計	1,499,551	746,619
当期末残高	2,588,745	3,335,365

(単位:千円)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

	主 十成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失()	1,694,115
減価償却費	123,516
賞与引当金の増減額(は減少)	13,500
受取利息及び受取配当金	11,587
投資有価証券評価損益(は益)	983,960
投資有価証券売却損益(は益)	6,048
投資事業組合運用損益(は益)	6,204
為替差損益(は益)	55,479
支払利息	1,019
固定資産除却損	156
固定資産売却損益(は益)	469
株式交付費	1,800
社債発行費等	30
売上債権の増減額(は増加)	17,672
たな卸資産の増減額(は増加)	17,399
仕入債務の増減額(は減少)	5,635
未払金の増減額(は減少)	57,828
未払消費税等の増減額(は減少)	12,968
その他	113,687
小計	628,601
利息及び配当金の受取額	11,905
利息の支払額	997
法人税等の支払額	8,722
営業活動によるキャッシュ・フロー	626,416
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	32,362
有形固定資産の売却による収入	29,723
無形固定資産の取得による支出	23,902
投資有価証券の取得による支出	214,845
関係会社株式の取得による支出	10,000
貸付金の回収による収入	65,227
貸付けによる支出	69,356
差入保証金の差入による支出	7,792
差入保証金の回収による収入	9,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	253,839
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	15,000
株式の発行による収入	145,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	130,919
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	749,335
現金及び現金同等物の期首残高	1,911,926
現金及び現金同等物の期末残高	1,162,591

【重要な会計方針】

		T
項目	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券
	算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	時価のないもの 同左
2.たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 移動平均法による原価法を採用してお ります。 (2) 材料及び資材 移動平均法による原価法を採用してお ります。	(1) 商品 移動平均法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法により算定)を採用してお ります。 (2) 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法により算定)を採用してお
	(3) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。	ります。 (3) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

項目	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
3.固定資産の減価償却の方法		至 平成21年9月30日) (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 5~17年 構築物 20年 機械及び装置 4~5年 工具、器具及び備品 4~8年
	あります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについて は、社内における利用可能期間(5年) に基づいております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	に金シャでのツみす。	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・ リース取引のうち、リース取引開始日 が平成20年9月30日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によっております。
	(3)長期前払費用 定額法を採用しております。	(4)長期前払費用 同左
4 . 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 社債発行費等 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左

有価証券報告書

項目	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金	
3. Nawwhite	情権等の貸倒損失に備えるため、一般債	同左	
	権については貸倒実績率により、貸倒懸	132	
	念債権等特定の債権については個別に回		
	収可能性を勘案し、回収不能見込額を計		
	上しております。		
	その結果、当期末における貸倒引当金の		
	計上額はありません。		
	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金	
	従業員の賞与の支払に備えて、支給見込	同左	
	額の当期負担額を計上しております。		
6.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると		
	認められるもの以外のファイナンス・リー		
	ス取引については、通常の賃貸借取引に係		
	る方法に準じた会計処理によっておりま		
	∮,		
7 . キャッシュ・フロー計算	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容		
書における資金の範囲	易に換金可能であり、かつ、価値の変動につ		
	いて僅少なリスクしか負わない取得日から		
	3 ケ月以内に償還期限の到来する短期投資		
	からなっております。		
8.その他財務諸表作成のた	消費税等の会計処理	同左	
めの基本となる重要な事	消費税及び地方消費税の会計処理は、税		
項	抜方式によっております。		

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日) (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。	【云司処理万法の変更】	
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計土協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりま	(自 平成19年10月1日	(自 平成20年10月1日
これによる、損益に与える影響は軽微であります。		所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

【表示方法の変更】

前事業年度	当事業年度	
(自 平成19年10月1日	(自 平成20年10月1日	
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	
	(貸借対照表) 前期まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりま した「未払消費税等」は当期において、負債及び純資産の 合計額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前期の「未払消費税等」は、6,450千円であります。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

	(MINIM KININ)			
	前事業年度		当事業	年度
(平成20年9月30日)		(平成21年9	9月30日)	
	関係会社項目		関係会社項目	
	関係会社に対する資産及び負債には区分掲記された		関係会社に対する資産及	び負債には区分掲記された
	もののほか次のものがあります。		もののほか次のものがあり	ります 。
	短期貸付金	69,356千円	短期貸付金	130,796千円

(損益計算書関係)

		前事業年度	
(自	平成19年10月1日	
	至	平成20年9月30日)	۱

2 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ31%であり、一般管理費に属する費用はおよそ69%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

役員報酬	65,300千円
給与手当	338,195
研究開発費	422,704
減価償却費	40,383
賞与引当金繰入額	41,952
広告宣伝費	231,858
支払手数料	149,238

- 3 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。 また、その総額は、上記 2のとおり、422,704千円であります。
- 4 固定資産売却益は、建物379千円及び工具、器具及び備品90千円であります。
- 5 固定資産除却損は、機械及び装置74千円及び工具、器 具及び備品81千円であります。

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業外収益の合計

12,120千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ30%であり、一般管理費に属する費用はおよそ70%であります。
- 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

役員報酬	42,050千円
給与手当	329,448
研究開発費	377,857
減価償却費	33,677
賞与引当金繰入額	86,452
広告宣伝費	216,476
支払手数料	155,636

- 3 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。 また、その総額は、上記 2のとおり、377,857千円であ ります。
- 5 固定資産除却損は、建物2,705千円、機械及び装置57千円、工具、器具及び備品742千円であります。
- 6 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについ て減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都世田谷区	游人姿产	建物
宋尔即巴田台区	近怀貝庄	工具、器具及び備品
神奈川県横浜市	游人姿产	建物
	近	工具、器具及び備品

当社は、遊休資産について個別資産ごとにグルーピング を行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、廃棄を決定した資産グループ及び将来における使用計画がなく、将来の利用見込みが極めて不透明な資産グループの全額42,435千円を減額し、減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、建物40,971千円及び工具、器具及び備品1,464千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	577,720	15,880	-	593,600
合計	577,720	15,880	-	593,600

(注)普通株式の株式数の増加15,880株は、無担保社債(新株引受権付)の新株引受権の権利行使による新株の発行による増加4,000株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加11,880株であります。

2.新株予約権に関する事項

	新株予約権		新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度
区分	新株予約権の内訳	の目的とな る株式の種 類	前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	末残高 (千円)
提出会社	平成13年第4回無担保社債						
	(新株引受権付)の新株引受	普通株式	4,000	-	4,000	-	-
	権(注)1						
	平成19年第1回新株予約権	一 普通株式	18,000		9.000	9,000	855
	(注) 2、3	自地体以	10,000	-	9,000	9,000	000
	平成19年第2回新株予約権	一 普通株式	30.000	_	_	30.000	2,550
	(注)2	自地体以	30,000	-	•	30,000	2,550
	平成19年第3回新株予約権	一 普通株式	30.000	_	_	30.000	2,400
	(注)2	自地怀以	30,000	_	•	30,000	2,400
	合計	-	82,000	-	13,000	69,000	5,805

- (注) 1. 平成13年第4回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権の減少は、新株引受権の行使によるものであります。
 - 2. 平成19年第1回、第2回及び第3回新株予約権は、権利行使可能なものであります。
 - 3. 平成19年第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び預金勘定962,591有価証券勘定200,000現金及び現金同等物1,162,591

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以 外のファイナンス・リース取引

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)	
工具、器具及び 備品	287,867	185,971	101,895	
合計	287,867	185,971	101,895	

2 . 未経過リース料期末残高相当額

1 年内46,942千円1 年超59,064千円合計106,006千円

3.支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 73,571千円 減価償却費相当額 67,914千円

4.減価償却費相当額の算定方法

支払利息相当額

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

3,016千円

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息 法によっております。

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

1.ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、細胞加工施設(CPC)における工具、器具及び 備品であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3.固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額	減価償却累計 額相当額	期末残高相 当額	
	(千円)	(千円)	(千円)	
工具、器具及び 備品	152,488	96,319	56,168	
合計	152,488	96,319	56,168	

(2)未経過リース料期末残高相当額

1 年内	25,919千円
1 年超	33,145千円
 合計	59,064千円

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 48,741千円 減価償却費相当額 45,727千円 支払利息相当額 1,799千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価があるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	(1) 株式	25,685	25,685	-
か取侍原恤を超ん ないもの	小計	25,685	25,685	-
合計		25,685	25,685	-

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について983,960千円減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
2,834	-	6,048

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額 (千円)	摘要
(1) 非上場株式	31,000	
(2)投資事業組合出資金	493,558	
(3) その他	200,000	CP

子会社株式及び関連会社株式

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
子会社	10,000	
関連会社株式	45,500	

当事業年度(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成19年10月1日至 平成20年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

- 1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	平成14年	平成16年	平成17年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
	当社取締役3名	当社取締役2名	当社取締役3名
 付与対象者の区分及び数	当社監査役1名	当社監査役3名	当社監査役3名
刊与対象省の区方及び数	当社従業員22名	当社従業員139名	当社従業員138名
	外部協力者 9 名	外部協力者34名	外部協力者34名
ストック・オプション数	普通株式 15,520株	普通株式 8,210株	普通株式 9,555株
付与日	平成14年 7 月26日	平成17年 1 月28日	平成18年 1 月27日
権利確定条件	(注)1	(注)2	(注)2
计	平成14年7月26日から平成	平成17年 1 月28日から平成	平成18年1月27日から平成
対象勤務期間 	17年9月30日まで	18年12月31日まで	19年12月31日まで
	平成17年10月1日から平成	平成19年1月1日から平成	平成20年1月1日から平成
権利行使期間 	20年9月30日まで	22年12月31日まで	23年12月31日まで

- (注) 1. 新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であることを要する。ただし、 当社の取締役、監査役が任期満了により若しくは法令変更により退任した場合、または当社の従業員、契約 社員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
 - 新株予約権の発行時において当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であることを要する。ただし、当社の契約医療機関の医師、看護婦、従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
 - 新株予約権の発行時において当社と顧問契約を締結している顧問であった新株予約権者は、新株予約権の権利確 定日において、当社と顧問契約を締結している顧問であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株 予約権の権利確定日において、当社の顧問でない場合であっても、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新 株予約権の数及び権利確定の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。
 - 新株予約権の発行時において 以外の当社外部協力者であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定に先立 ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき、当社取締役会の承認を要する。
 - 2. 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。
 - 但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - 新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。
 - 但し、当該新株予約権者が新株予約権の権利確定に先立ち、権利確定の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		平成14年	平成16年	平成17年
		ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		-	-	8,385
付与		-	-	-
失効		-	-	195
権利確定		-	-	8,190
未確定残		-	-	-
権利確定後	(株)			
前事業年度末		7,080	6,515	-
権利確定		-	-	8,190
権利行使		2,880	-	-
失効		4,200	490	665
未行使残		-	6,025	7,525

単価情報

		平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	6,250	62,900	33,890
行使時平均株価	(円)	8,715	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)		-	-	-

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年9月30日)		当事業年度 (平成21年 9 月30日)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	************************************	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別の
内訳			
	(千円)		(千円)
繰延税金資産		操延税金資産 	
賞与引当金損金算入限度超過額	28,920	賞与引当金損金算入限度超過額	58,713
一括償却資産損金算入限度超過額	697	一括償却資産損金算入限度超過額	505
未払事業税否認	1,809	未払事業税否認	6,240
未払事業所税否認	806	未払事業所税否認	430
繰越欠損金	1,375,845	有価証券評価損	5,146
その他	2,190	固定資産減損否認	8,226
繰延税金資産小計	1,410,268	繰越欠損金	1,223,622
評価性引当額	1,409,139	その他 _	5,029
繰延税金資産合計	1,129	繰延税金資産小計	1,307,914
繰延税金負債		評価性引当額	1,307,099
固定資産圧縮積立金認容	1,129	繰延税金資産合計	815
繰延税金負債合計	1,129	繰延税金負債	
繰延税金資産(負債)の純額	-	固定資産圧縮積立金認容	815
_		繰延税金負債合計	815
		繰延税金資産(負債)の純額 _ _	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の との間に重要な差異があるときの、 なった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため注記を省	当該差異の原因と	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の との間に重要な差異があるときの、 なった主要な項目別の内訳	
			(%)
		法定実効税率	40.0
		(調整)	
		交際費等永久に損金に算入され	1.2
		ない項目	
		住民税均等割	3.5
		評価性引当額	40.8
		その他	0.4
		税効果会計適用後の法人税等の 負担率	3.5

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成19年10月1日至 平成20年9月30日)

子会社等

	会社等の		資本金 又は	事業の	議決権等 の所有	関係	内容		取引金額		期末残高
属性	名称	住所	メは 出資金 (千円)	内容又 は職業	(被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
	㈱医業経	神奈川県		サービ	(所有)		当社契約 医療機関	固定資産、 少額資産等 の売却	31,467	未収入金	3,684
子会社	営研究所	港北区	10,000	ス業	直接 100.0	-	のコンサ ルティン グ業務	資金の貸付 利息の受取	69,356 218	貸付金未収利息	69,356 101

- (注)1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)売却価格については、市場価格を参考に決定しております。
 - (2)貸付金の利息については、市場金利を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
(自 平成19年10月1	日	(自 平成20年10月1	日
至 平成20年9月30	日)	至 平成21年9月30	0日)
1 株当たり純資産額	4,351.32円	1 株当たり純資産額	5,326.68円
1 株当たり当期純損失金額	2,889.35円	1 株当たり当期純利益金額	402.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり	当期純利益金額につ	なお、潜在株式調整後1株当たり	当期純利益金額につ
いては、潜在株式は存在するものの) 1 株当たり当期純損	いては、希薄化効果を有している?	替在株式が存在しない
失が計上されているため記載して	おりません。	ため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当 期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	1,702,837	241,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	1,702,837	241,119
期中平均株式数 (株)	589,350	598,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の 数82,550個、普通株式82,550株)。 新株予約権の概要は「第4提出会 社の状況、1、株式等の状況、(2)新 株予約権等の状況」に記載のとお りであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数49,760個、普通株式49,760 株)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)細胞科学研究所	710	35,500
10 V2 /T+T-	その他有	(株)リンフォテック	2,990	25,445
投貨有個証分 	投資有価証券 価証券	(株)リプロセル	10,000	21,000
		PRISM BioLab(株)	125	4,133
		小計	13,825	86,078
計			13,825	86,078

【その他】

その他有 投資有価証券 価証券		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
		投資事業組合出資金 (MASA Life Science Ventures, LP)	•	416,543
		小計	•	416,543
計			-	416,543

【有形固定資産等明細表】

					当期末減価償		
 資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	却累計額又は	当期償却額	差引当期末残
貝座の作物	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	賞却累計額 (千円)	(千円)	高(千円)
大 以田宁资立					(113)		
有形固定資産 							
建物	707,624	15,994	128,486	595,131	325,849	52,230	269,282
	,	,	(40,971)	,	3_3,515	,	230,202
構築物	497	-	-	497	253	29	244
機械及び装置	38,935	1,380	1,838	38,477	36,055	459	2,421
 工具、器具及び備品	381,790	6,996	14,415	374,370	331,853	20,023	42,516
工具、鉛具及O'欄吅	301,790	0,990	(1,464)	374,370	331,633	20,023	42,510
リース資産	-	8,300	-	8,300	1,244	1,244	7,055
建設仮勘定	53,982	-	-	53,982	-	-	53,982
大 取田宁次 立 礼	4 400 000	00.070	144,740	4 070 750	005 057	70,000	075 500
有形固定資産計	1,182,829	32,670	(42,435)	1,070,759	695,257	73,988	375,502
無形固定資産							
商標権	625	-	-	625	229	62	395
ソフトウエア	188,954	18,700	-	207,655	159,262	23,421	48,392
ソフトウエア仮勘定	5,000	-	5,000	-	-	-	-
電話加入権	725	-	-	725	-	-	725
無形固定資産計	195,305	18,700	5,000	209,006	159,492	23,483	49,514
長期前払費用	113,685	4,724	10,813	107,596	16,045	9,402	91,551

(注)1. 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加	本社ビル設備	12,711千円
建物	減少	瀬田CPC設備	104,494千円
工具、器具及び備品	増加	研究開発設備	2,612千円
工具、器具及び備品	減少	情報システム機器	12,167千円
リース資産	増加	情報システム機器	8,300千円
ソフトウエア	増加	電子カルテシステム	14,200千円
ソフトウエア仮勘定	減少	電子カルテシステム	5,000千円

^{2.「}当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	72,300	146,783	72,300	-	146,783

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	255
預金	
普通預金	1,243,511
定期預金	150,000
郵便振替貯金	1,548
小計	1,395,060
合計	1,395,316

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック新横浜	331,219
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック大阪	109,016
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック福岡	79,800
医療法人社団 滉志会	72,806
富士通㈱	3,150
その他	354
合計	596,345

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) × 100	2
	,	,	,	(A) + (B)	(B)
					365
336,813	2,937,621	2,678,089	596,345	81.8	58

⁽注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
2,7	金額 (千円)
原材料	
CP材料	22,270
貯蔵品	
特許用印紙	300
合計	22,570

短期貸付金

区分	金額(千円)
医療法人社団 滉志会	320,000
株医業経営研究所	130,796
合計	450,796

金掛買

相手先	金額 (千円)
ニプロ(株)	68,487
株) (株) 池田理化	18,961
家田ケミカル(株)	7,565
東邦薬品㈱	6,437
東洋理工(株)	6,038
その他	32,752
合計	140,243

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日
対示並の配当の基準日	9月30日
1 単元の株式数	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に
 公告掲載方法	よる公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
스 디 1억루,/ 기/스	広告掲載URL
	http://www.medinet-inc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第13期)(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日) 平成20年12月19日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

(第14期第1四半期)(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) 平成21年2月13日関東財務局長に提出 (第14期第2四半期)(自 平成21年1月1日 至 平成20年3月31日) 平成21年5月14日関東財務局長に提出 (第14期第3四半期)(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成21年8月13日関東財務局長に提出

EDINET提出書類 株式会社メディネット(E05351) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月21日

印

株式会社メディネット 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江島 智

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

櫻井 均 EΠ

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社メディネットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表につい て監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する 意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法 人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として 行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連 結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと 判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 メディネット及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成 績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディネットの平成21 年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った、財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告 書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することに ある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監 査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの 合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評 価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んで いる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社メディネットが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上 記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財 務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。
 - 2.連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社メディネット 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江島 智 印

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 工藤 雄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社メディネットの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財 務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法 人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行わ れ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸 表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メ ディネットの平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フ ローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- () 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月21日

株式会社メディネット 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 光教教 (元) 是 公認会計士 江島 智 印

業務執行社員

._..

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

LY F

- () 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。